

未定稿

参考資料 4

神奈川県地域防災計画 ～原子力災害対策計画～

修正案

令和 8 年〇月

神奈川県防災会議

目 次

	頁
第1編 総則	1
第1章 計画の目的、位置づけ	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の着実な推進及び修正	1
第2章 計画において遵守すべき指針	2
第3章 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲	3
第4章 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の実施	5
第5章 計画の基礎とすべき災害の想定	8
第6章 計画の推進主体とその役割	11
第1節 防災関係機関の実施責任	11
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	11
第2編 原子力施設等に係る事故災害対策	17
第1章 災害予防対策	17
第1節 安全確保	17
第2節 災害応急対策への備え	19
第2章 災害時の応急対策活動	28
第1節 発災直後の情報の収集・連絡	28
第2節 活動体制の確立	31
第3節 屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動	36
第4節 災害時の県民等への広報	39
第5節 緊急輸送活動	41
第6節 救助・救急、消火及び医療救護活動	41
第3章 災害復旧対策	45
第1節 緊急事態解除宣言後の対応	45
第2節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	45
第3節 災害復旧計画の作成等	45
第4節 放射性物質により汚染された地域の除染等	45
第5節 各種制限措置の解除	45
第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	45
第7節 災害地域住民に係る記録の作成等	45
第8節 被害等の影響の軽減	46
第4章 広域的な放射能被害への対策	47
第1節 災害応急対策への備え	47
第2節 災害時の情報等の収集・連絡	48
第5章 休止事業者の施設に係る事故災害対策	49
第3編 原子力艦に係る事故災害対策	50
第1章 災害応急対策への備え	50
第2章 災害時の応急対策活動	54
第1節 発災直後の情報の収集・連絡	54
第2節 活動体制の確立	55
第3節 屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動	59

第4節	災害時の県民等への広報	62
第5節	緊急輸送活動	63
第6節	救助・救急及び医療救護活動	64
第3章	災害復旧対策	66
第1節	各種制限措置の解除	66
第2節	災害地域住民に係る記録の作成等	66
第3節	被害等の影響の軽減	66
第4節	損害賠償	66
第4章	その他原子力艦の原子力災害に関する対応	67

第1編 総則

第1章 計画の目的、位置づけ

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」といいます。）に基づき、原子力事業者（原災法第 2 条第 3 号に規定する原子力事業者をいいます。以下同じ。）の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する原子炉の運転等をいい、県内及び県外の原子力事業者並びに当該事業者から核燃料物質等の事業所外運搬を委託された者（「当該運搬を委託された者」及び「原子力事業者」を「原子力事業者等」といいます。）が行う核燃料物質等の事業所外運搬を含みます。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策並びに災害対策基本法に基づき、原子力艦の原子力災害の応急対策活動及び復旧を図るために必要な対策（原子力艦本体及び外国政府の管理下にある区域での対策を除きます。）について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者その他関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とします。

第2節 計画の性格

- 1 災害対策基本法第 40 条の規定に基づく神奈川県地域防災計画のうちの原子力災害対策に関する計画として、神奈川県防災会議が定めたものです。
- 2 国の防災基本計画と連携した計画であり、市町村地域防災計画の指針となるものです。
- 3 この計画は、別に定める地震災害対策計画及び風水害等災害対策計画とともに、神奈川県地域防災計画を構成し、石油コンビナート等災害防止法に基づく神奈川県石油コンビナート等防災計画とともに、本県の防災対策の根幹をなすものです。
- 4 この計画に定めない事項については、神奈川県地域防災計画（風水害等災害対策計画）の「第 1 編 風水害等災害対策の計画的な推進」及び「第 2 編 風水害対策編」に準拠するものとします。

第3節 計画の着実な推進及び修正

この計画の推進にあたっては、『県民の生命を守ることを最も優先するとともに、災害を防止し、又はできる限り軽減する「減災」の考え方に基づき対策を実施する』ことを基本方針とします。

また、原子力災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を行います。

計画の修正にあたっては、市町村、関係機関等と協議、調整を行います。

第2章 計画において遵守すべき指針

この計画の専門的・技術的事項等については、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針に基づくものとします。ただし、第3編については、同指針を参考にするものとします。

第3章 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

- 1 周辺住民等への迅速な情報伝達手段の確保、緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」といいます。）体制の整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法の周知、避難経路・場所の明示等の原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」といいます。）については、原子力災害対策指針において定められている「原子力災害対策重点区域の範囲の目安（半径）」を基準とします。

なお、防災関係機関は、災害発生時には、災害の状況、モニタリングの結果等に応じ、的確に応急対策を実施するものとします。

※ 環境放射線モニタリング

原子力関連施設の周辺に設置した放射線測定設備で、常時、環境放射線を監視（モニタリング）することをいいます。緊急時環境放射線モニタリングとは、原子力施設において、放射性物質又は放射線の異常な放出あるいはそのおそれがある場合に、周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために、環境放射線を監視（モニタリング）することをいいます。

- 2 県内の原子力施設（原災法第2条第4号の規定に基づく原子力事業所の施設をいいます。以下同じ。）と原子力災害対策重点区域（原子力施設からの半径）及び原子力災害対策重点区域に含まれる地域は次のとおりであり、当該原子力災害対策重点区域の全てを緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）とします。

○ 核燃料加工施設

事業所名	所在地	原子力災害対策重点区域 (原子力施設からの半径)
(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	横須賀市内川二丁目	約500m

(注) 二酸化ウラン粉末を成型、加工し、核燃料集合体を製造

○ 試験研究用原子炉施設等

事業所名	所在地	施設の種類	原子力災害対策重点区域 (原子力施設からの半径)
東芝エネルギーシステムズ(株) 原子力技術研究所	川崎市川崎区 浮島町	原子炉 (低濃縮ウラン軽水減速非均質型) 熱出力200W	—
		核燃料物質 使用施設	—

(注) 原子力災害対策重点区域を設定することは要しない。

○ 原子力災害対策重点区域に含まれる地域

事業所名	原子力災害対策重点区域に含まれる地域
(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	横須賀市内川一丁目（一部）、内川二丁目（全部）、内川新田（一部）、久里浜一丁目（一部）、佐原四丁目（一部）、佐原五丁目（一部）、久村（一部）、舟倉一丁目（一部）、舟倉二丁目（一部）、吉井一丁目（一部）

第4章 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の実施

1 原子力施設の状態に応じた防護措置の実施

原子力事業者は、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力災害対策指針を踏まえた EALの設定を行います。

UPZにおいては、EALによる緊急事態の判断により、施設敷地緊急事態では、屋内退避の準備を行い、全面緊急事態では、屋内退避を原則実施します。

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外においては、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施します。

○ 防護措置の実施を判断する基準

（出典：OILと防護措置について「原子力災害対策指針（原子力規制委員会）」）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm ^{※3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。

早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
飲食物摂取制限 ^{※9}	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200 Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20 Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線

量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 $120\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E AのG S G - 2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 I A E Aでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

○ 食品衛生法上の基準値

対 象	放 射 性 セ シ ウ ム
飲 料 水	$10\text{Bq}/\text{kg}$
牛乳・乳児用製品	$50\text{Bq}/\text{kg}$
一 般 食 品	$100\text{Bq}/\text{kg}$

※基準値を超えた場合は、摂取制限等の対策を講ずる。

第5章 計画の基礎とすべき災害の想定

- 1 第3章の原子力災害対策重点区域内における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態については、原子力災害対策指針等のとおりとします。

○ 原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態

(出典：原子力災害対策指針－原子力規制委員会)

1 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「ブルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

2 核燃料施設で想定される放出形態

(1) 火災、爆発等による核燃料物質の放出

核燃料施設においては、火災、爆発、漏えい等によって当該施設からウランやプルトニウム等がエアロゾルとして放出されることが考えられる。これらの放射性物質は上記1と同様にブルームとなって放出、拡散される。フィルタを通して放出された場合には、気体状の物質とほぼ同様に振る舞うと考えられる。ただし、爆発等によりフィルタを通さずに放出された場合には、粗い粒子状の放射性物質が多くなる。

(2) 臨界事故

臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生する。遮へい効果が十分な場所で発生した場合は放射線の影響は無視できるが、効果が十分でない場合は、中性子線及びガンマ線に対する防護が必要である。なお、防護措置の実施に当たっては、中性子線及びガンマ線の放射線量は発生源からの距離のほぼ二乗に反比例して減少する点も考慮することが必要である。

- 2 核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価については、原子力施設等の防災対策について（平成15年原子力安全委員会決定）を参考にします。

○ 核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価

(出典：原子力施設等の防災対策について－原子力安全委員会)

1 想定する輸送物

仮想的な事故評価において対象とする輸送物は、原子炉等規制法における規定に基づき区分された輸送容器のうち、輸送容器内の放射能量等が多いB型輸送物及びB型に次いで一定の放射能量を収納するA型輸送物とする。

○ B型輸送物の例：使用済燃料、MOX燃料、高レベルガラス固化体

○ A型輸送物の例：新燃料、濃縮UO₂、濃縮UF₆、天然UF₆

- L型輸送物の例：低レベル廃棄物
- IP型輸送物の例：低レベル廃棄物（六ヶ所埋設）、再処理後回収ウラン

2 想定事象及び一般公衆への影響

想定事象としては、衝突事故、火災事故、落下事故等により遮へい性能及び密封性能が劣化するような事象とする。

臨界事故については、

- ① 輸送中、核燃料物質等は輸送容器に収納されているため、原子力施設のように人為的な操作等が介在しないこと、
- ② 特別の試験条件を超える条件でも容器の水密性は維持されるが、仮に浸水したとしても未臨界性は確保されることから対象としない。

なお、濃縮UF₆の輸送物については浸水を考慮した評価は行われていないが、

- ① 特別の試験条件を超える条件でも耐圧性能を有していること、
- ② 800℃、4時間の耐火性能を有していること、
- ③ 現状の輸送経路中、最も高い76mの高架から落下した場合でも、特別の試験条件に包絡されることから、輸送容器の水密性は維持され、未臨界性は確保されと考えられる。

(1) B型輸送物

ア 想定事象

(ア) 遮へい性能の劣化

使用済燃料輸送物が特別の試験条件である800℃、30分を超えるような火災に遭遇し、中性子遮へい材が全損（特別の試験条件下では半損）することを想定

(イ) 密封性能の劣化

使用済燃料輸送物が特別の試験条件である非降伏面、9m落下を超える衝撃を受け、燃料被覆管が100%破損することにより輸送容器からガス状放射性物質が放出することを想定（風速1m/s、大気安定度F）

イ 一般公衆への影響

(ア) 遮へい性能の劣化

表面から1mで約4.5mSv/h、半径15mの距離で約0.25mSv/h（10mSvに達するまでに約40時間）、半径50mの距離で約20μSv/h。

原子力緊急事態に至る遮へい性能の劣化（表面から1mで10mSv/h）があった場合には、半径15mの距離で10時間で5mSv程度。

(イ) 密封性能の劣化

半径15mの距離で約16μSv/h（10mSvに達するまでに約26日）、半径50mの距離で約5μSv/h。

原子力緊急事態に至る放射性物質の漏えいがあった場合は、半径15mの距離で約5mSv以下（特別の試験条件下での許容値である漏えい率A₂値/weekで10時間放出）。

ウ 防護対策

(ア) 遮へい性能の劣化

ロープ等を用いて半径15mの範囲を立入禁止区域とし、土嚢等で遮へい対策をする。

(イ) 密封性能の劣化

ロープ等を用いて半径15mの範囲を立入禁止区域とし、シート等により拡散防止対策をする。

(2) A型輸送物

ア 想定事象

(ア) 遮へい性能の劣化

A型輸送物の収納物自体は新燃料等の低線量放射性物質であるため想定しない。（収納

物表面で $20\sim 50\mu\text{Sv}$)

(イ) 密封性能の劣化

天然 UF_6 輸送物が 800°C 、30分を超えるような火災に遭遇し、耐火保護カバーが劣化して、収納物が放出することを想定

イ 一般公衆への影響

(ア) 密封性能の劣化

距離に依存せず $100\mu\text{Sv}$ 以下

ウ 防護対策

(ア) 密封性能の劣化

初期消火後、ロープ等を用いて半径15mの範囲を立入禁止区域とし、シート等により漏えい防止対策をする。

3 想定事象に対する評価結果

対象輸送物に法令の基準を超える事象を想定しても、輸送経路周辺の一般公衆の被ばく線量が 10mSv に達するまでにかなりの時間的余裕があること、対象輸送物は隊列輸送が行われており多人数の輸送隊で構成されていること等を考慮すれば、この間に事業者による立入禁止区域の設定、汚染・漏えい拡大防止対策及び遮へい対策等が迅速かつ的確に行われることにより、原子力災害対策特別措置法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低いと考えられる。

また、仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣化又は放射性物質の漏えいがあった場合に、一般公衆が半径15mの距離に10時間滞在した場合においても、被ばく線量は 5mSv 程度であり、事故の際に対応すべき範囲として一般公衆の被ばくの観点から半径15m程度を確保することにより、防災対策は十分可能であると考ええる。

3 地震及び津波による原子力施設への影響については、県が実施・作成する地震被害想定調査、津波浸水予測図等を参考にするものとします。

第6章 計画の推進主体とその役割

第1節 防災関係機関の実施責任

災害応急活動等を推進するに当たって、県、市町村、その他の関係機関の果たすべき責任は、次のとおりです。

(1) 県

県は、市町村を包括する広域的自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、国（指定地方行政機関等）、原子力事業者、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する原子力防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行います。

(2) 市町村

市町村は、基礎的な自治体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、国（指定地方行政機関等）、原子力事業者、指定公共機関、指定地方公共機関、他の自治体等の協力を得て防災活動を実施します。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、助言等を行います。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には災害応急措置を実施します。

また、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力します。

(6) 原子力事業者

原子力事業者は、原災法又は関係法律の規定に基づき、原子力災害の発生防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講じます。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、原子力事業者等の防災関係機関が処理すべき主な事務又は業務の大綱は、次のとおりです。

(1) 県

- ア 防災組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ウ 防災知識の普及及び教育
- エ 防災訓練の実施

- オ 防災施設の整備
- カ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- キ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- ク 環境放射線の監視及び緊急時モニタリングの実施
- ケ 関係機関への支援の要請
- コ 立入制限、交通規制、その他社会秩序の維持
- サ 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
- シ 医療救護活動の実施
- ス 災害救助法に基づく被災者の救助
- セ 風評被害等の影響の軽減
- ソ その他災害の発生を防ぎょ及び拡大防止のための措置

(2) 市町村

- ア 防災組織の整備及び育成指導
- イ 防災知識の普及及び教育
- ウ 防災訓練の実施
- エ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- オ 消防活動その他の応急措置
- カ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- キ 県及び関係機関への支援の要請
- ク 避難対策
- ケ 被災者に対する救助及び救護の実施
- コ 医療救護活動の実施
- サ 県が行う緊急時モニタリングに対する協力
- シ 風評被害等の影響の軽減
- ス その他災害の発生を防ぎょ及び拡大防止のための措置

(3) 指定地方行政機関

- ア 関東管区警察局
 - (ア) 管区内各県警察の災害警備活動の指導調整
 - (イ) 管区内各県警察の相互援助の調整
 - (ウ) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携
- イ 関東管区行政評価局（神奈川行政評価事務所）
 - (ア) 被災者への生活支援情報の提供
 - (イ) 専用電話を備えた相談窓口の開設
 - (ウ) 特別行政相談所の開設
- ウ 南関東防衛局
 - 事故等発生時の関係地方公共団体等への連絡
- エ 関東農政局
 - (ア) 災害時における応急用食料等の調達・供給
 - (イ) 被災地周辺農畜産物・資材の安全性の確認
 - (ウ) 被災農業者に対する金融対策
 - (エ) 風評被害等の影響の軽減
- オ 関東経済産業局
 - (ア) 原子力事業所の災害に関する情報収集

- (イ) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
 - (ウ) 被災中小企業の振興
 - (エ) 風評被害等の影響の軽減
 - カ 関東運輸局（神奈川運輸支局）
 - 災害時における関係機関及び輸送機関との連絡調整
 - キ 東京航空局（東京空港事務所）
 - (ア) 災害時における航空機の輸送に関し、安全確保等必要な措置
 - (イ) 原子力施設上空の飛行規制とその周知徹底
 - ク 第三管区海上保安本部
 - (ア) 船艇、航空機等による原子力災害情報の伝達
 - (イ) 避難に関する情報の伝達・避難誘導等
 - (ウ) 要請に基づく海上における緊急時モニタリングの支援
 - (エ) 船艇、航空機等による救助、救急活動
 - (オ) 要請に基づく地方公共団体等の活動の支援
 - (カ) 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置
 - (キ) 海上における治安の維持
 - ケ 東京管区气象台（横浜地方气象台）
 - 気象に関する資料・情報の提供等緊急時モニタリングへの支援
 - コ 関東総合通信局
 - (ア) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
 - (イ) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること
 - (ウ) 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること
 - (エ) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること
 - (オ) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
 - サ 神奈川労働局
 - (ア) 労働者の被ばく管理の監督指導
 - (イ) 労働災害調査及び労働者の労災補償
- (4) 指定公共機関
- ア NTT東日本（株）、（株）NTTドコモ
 - 電気通信の特別取扱
 - イ 日本赤十字社（神奈川県支部）
 - (ア) 医療救護
 - (イ) こころのケア
 - (ウ) 救援物資の備蓄及び配分
 - (エ) 血液製剤の供給
 - (オ) 義援金の受付及び配分
 - (カ) その他応急対応に必要な業務
 - ウ 日本放送協会（横浜放送局）
 - 災害状況及び災害対策に関する放送
 - エ 中日本高速道路（株）（東京支社）、東日本高速道路（株）（関東支社）
 - (ア) 高速道路・一般有料道路の保全

- (イ) 災害時における緊急交通路の確保
 - オ 首都高速道路(株)
 - (ア) 首都高速道路の保全
 - (イ) 災害時における緊急交通路の確保
 - カ 日本通運(株) (横浜支店)
 - (ア) 災害対策用物資の輸送確保
 - (イ) 災害時の応急輸送対策
 - キ 東京電力パワーグリッド(株) (神奈川総支社)
 - (ア) 関係機関に対する情報の提供
 - (イ) 緊急時モニタリング、放射線防護活動等、県、市町村及び関係機関が実施する原子力防災対策への協力
 - ク KDD I (株)、NTTドコモビジネス(株)
 - (ア) 電気通信施設の整備及び保全
 - (イ) 災害時における電気通信の疎通
 - ケ 国立病院機構
 - (ア) 医療班の編成及び派遣
 - (イ) 災害時における被災患者の搬送及び受入
 - コ 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
 - 放射線被ばく等による障害の専門的診断又は治療の実施
- (5) 指定地方公共機関等
- ア バス機関
 - (ア) 被災地の人員輸送の確保
 - (イ) 災害時の応急輸送対策
 - イ (公社)神奈川県医師会、(公社)神奈川県歯科医師会、(公社)神奈川県薬剤師会、(公社)神奈川県看護協会
 - (ア) 医療助産等救護活動の実施
 - (イ) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
 - ウ 放送機関 (株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)
 - 災害状況及び災害対策に関する放送
 - エ 新聞社 (株)神奈川新聞社
 - 災害状況及び災害対策に関する報道
 - オ (一社)神奈川県トラック協会
 - (ア) 災害対策用物資の輸送対策
 - (イ) 災害時の応急輸送対策
- (6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
- ア 農業協同組合
 - (ア) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - (イ) 農作物災害応急対策の指導
 - (ウ) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あつ旋
 - (エ) 被災農家に対する融資あつ旋
 - イ 漁業協同組合
 - (ア) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - (イ) 被災組合員に対する融資又は融資のあつ旋

- ウ 商工会議所、商工会等商工業関係団体
 - (ア) 市町村が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力
 - (イ) 救助用物資及び復旧資材の確保についての協力
- エ 水道用水供給事業者、組合営水道事業者及び専用水道管理者
 - (ア) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急給水への協力
 - (イ) 応急給水活動用資機材の整備
- オ 金融機関
 - 被災事業者等に対する資金融資
- カ (公社)神奈川県病院協会
 - (ア) 医療助産等救護活動の実施
 - (イ) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- キ (公社)神奈川県放射線技師会
 - (ア) 医療機関における放射線防護の実施
 - (イ) 検査場所等における周辺住民等の避難退域時検査への協力
- ク 神奈川県医薬品卸業協会
 - 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- ケ 病院等医療施設の管理者
 - (ア) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - (イ) 災害時における収容者の保護及び誘導
 - (ウ) 災害時における病人等の収容及び保護
 - (エ) 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- コ 社会福祉施設の管理者
 - (ア) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - (イ) 災害時における入所者の保護及び誘導
- サ 学校法人
 - (ア) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - (イ) 災害時における児童、生徒等の保護及び誘導
- (7) 自衛隊
 - ア 防災関係資料の基礎調査
 - イ 自衛隊災害派遣計画の作成
 - ウ 神奈川県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施
 - エ 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は災害復旧
 - オ 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
 - カ 緊急時モニタリングへの支援
- (8) 原子力施設に係る原子力事業者
 - ア 原子力事業者防災業務計画の作成
 - イ 原子力防災組織の整備
 - ウ 原子力防災資機材の整備・維持
 - エ 原子力施設の危険時の措置を含む防災管理
 - オ 防災上必要な社内教育及び訓練
 - カ 環境放射線監視への協力

- キ 関係機関への通報連絡
- ク 原子力災害の発生又は拡大の防止措置
- ケ 災害状況の把握及び報告
- コ 緊急時モニタリングの実施
- サ 汚染の除去
- シ 県、市町村及び関係機関が実施する原子力防災対策への協力

第2編 原子力施設等に係る事故災害対策

第1章 災害予防対策

本章は、災害対策基本法及び原災法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に示したのですが、これら以外の場合であっても、防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応することとします。

第1節 安全確保

1 原子力事業者防災業務計画の作成及び作成に当たっての協議

(1) 原子力事業者防災業務計画の作成

原子力事業者は、原子力事業所ごとに、自らが講ずべき措置を定めた「原子力事業者防災業務計画」を作成するとともに、毎年、同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正します。

(2) 原子力事業者防災業務計画の作成に当たっての協議

県及び原子力施設所在市は、地域防災計画等との整合性を保つとの観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに計画案を受理し、協議を開始します。

この場合、県は、原災法第7条第2項に基づく関係周辺市町村に計画案を送付し、その意見を聴きます。

2 原子力事業者からの報告の聴取及び立入検査の実施

県及び原子力施設所在市は、必要に応じ原子力事業者から報告を聴取するとともに、以下の項目について、定期的に原子力事業所の立入検査を実施して、原子力事業者が行う災害の予防のための措置が適切に行われているかどうかを確認します。

また、原子力災害が発生した場合においては、原災法に基づいて行う原子力災害対策のための措置について、原子力事業者から報告を聴取するとともに、必要に応じて原子力事業者の立入検査を実施して、再発防止対策の実施を確認します。

(主な検査項目)

- (1) 原子力事業者防災業務計画の内容
- (2) 原子力施設の状況（施設の配置、プラント系統、施設の稼働状況等）
- (3) 原子力防災要員の現況
- (4) 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任状況
- (5) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況
- (6) 環境放射線モニタリングの実施状況
- (7) 原子力防災に資する各種マニュアルの整備状況
- (8) 従業員に対する研修・訓練の実施状況
- (9) その他原子力防災対策に必要な事項

3 原子力事業者に対する指導等

(1) 原子力施設所在市の指導

原子力施設所在市は、当該市内の原子力事業者に対し、火災予防等の観点から、次の事項について指導します。

- ・ 消防用設備の設置、施設・機械類の自主点検整備等、自主保安体制の整備
- ・ 従業員に対する防災教育及び操作員の教育訓練の実施

- ・ 自主防災体制の強化
- ・ 消防計画の整備及び事故発生時の応急措置訓練の実施
- ・ その他必要な事項

(2) 県公安委員会の指示

県公安委員会は、核燃料物質等の運搬の届出を受けた場合において、災害の防止及び公共の安全を図るため必要があると認めるときは、運搬の日時、経路、その他必要な事項を指示します。

4 原子力防災に関する研修及び知識の普及・啓発

(1) 緊急事態応急対策に従事する者に対する研修

県、関係市町村（原子力施設ごとの原子力災害対策重点区域等を考慮し、事故等が発生した場合に、応急対策の実施が想定される市町村をいいます。以下同じ。）及び原子力事業者等は、必要に応じ、国その他関係機関と連携して、関係職員等に対し原子力防災に関する研修を実施します。

（研修の内容）

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- イ 原子力施設の概要に関すること（安全・防災対策を含みます）。
- ウ 原子力災害とその特性に関すること。
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること（防災資機材の使い方を含みます）。
- オ 原子力防災体制及び組織に関すること。
- カ 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- キ モニタリングの実施方法及び機器に関すること。
- ク 緊急時に国、県、関係市町村、原子力事業者その他関係機関が講じる対策の内容に関すること。
- ケ 緊急時に県民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- コ 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含みます。）に関すること。
- サ その他必要な事項。

(2) 県民に対する知識の普及・啓発

県、関係市町村及び原子力事業者は、国その他関係機関と協力して、県民に対し、原子力防災に関する知識の普及・啓発に努めます。

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めます。

なお、防災知識の普及・啓発に際しては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等の男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとします。

（普及・啓発の内容）

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- イ 原子力施設の概要に関すること（安全・防災対策を含みます）。
- ウ 原子力災害とその特性に関すること。
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- オ 緊急時に国、県、関係市町村、原子力事業者その他関係機関が講じる対策の内容に関すること。
- カ 屋内退避、避難に関すること。
- キ 緊急時にとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ク その他必要な事項。

5 原子力施設上空の航空安全の確保

(1) 規制措置の周知徹底

原子力施設上空の航空安全確保に関する規制措置については、国の通達（運輸省航空局長から地方航空局長あて「原子力関係施設上空の飛行規制について」昭和44年7月5日付け空航第263号）により、次のとおりとなっています。

ア 施設付近の上空の飛行は、できる限り避けさせること。

イ 施設付近の上空に係る航空法第81条ただし書き（最低安全高度以下の高度での飛行）の許可は行わないこと。

県は、国と協力して、この措置の周知徹底に努めます。

(2) 関係機関との連携

県、関係市町村、東京空港事務所は、情報の相互提供等による航空情報や防災情報の共有化を図るとともに、必要に応じて会議の場を設定するなど、平常時から航空災害に係る連携の強化に努めます。

第2節 災害応急対策への備え

1 情報伝達体制の充実・強化

(1) 県及び関係市町村の情報伝達体制の充実・強化

県及び関係市町村は、原子力災害に万全を期すため、相互間、並びに国、原子力事業者その他関係機関との間において、情報収集・連絡体制の充実・強化に努めます。

その際、夜間休日の場合等においても対応できるよう、体制の整備を図ります。

また、災害発生時に備え、通信設備等の充実に努めます。

(2) 原子力事業者の情報伝達体制の充実・強化

原子力事業者は、非常用電話、ファクシミリ、携帯電話、衛星電話その他非常用通信機器を整備し、国、県、原子力施設所在市等との通信手段を確保します。また、事業所内での連絡体制が確保されるよう、~~PHS~~、防災無線等を整備します。

2 緊急事態応急対策等拠点施設の指定等

(1) 緊急事態応急対策等拠点施設の指定

国は、原災法第12条に基づき、原子力事業所ごとに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施するための緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」といいます。）を指定するとともに、オフサイトセンターが自然災害等で機能不全になったときに備え、代替施設を指定します。

○ オフサイトセンター

オフサイトセンターは、原子力施設が所在する川崎、横須賀両市内にそれぞれ1か所ずつ設置します。

また、同センターには、国の原子力防災専門官等が常駐し、同センター及びその代替施設には、業務に必要な設備、資機材等を備えます。

1 原子力防災専門官等の業務

(1) 原子力防災専門官

ア 原子力事業者防災業務計画の作成その他原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に

関する指導及び助言

- イ 原子力事業者から原災法第10条第1項前段の規定による通報があった場合には、その状況把握のための必要な情報の収集、地方公共団体が行う情報の収集及び応急措置に関する助言
その他原子力災害の発生又は拡大の防止の円滑な実施に必要な業務

(2) 原子力運転検査官

- ア 原子力規制検査の実施
- イ 原子力施設の運転管理状況等の確認

2 オフサイトセンターに設置される主な設備、資機材

(1) 防災資機材

対策要員の応急対策用資機材（放射線防護服、放射線測定機器等）

(2) TV会議システム

オフサイトセンターと国、県、原子力施設所在市を専用回線で結び、同時会話を可能とするとともに、会議参加者の情報の共有を図るシステム

(3) 放射線監視システム端末

県が設置した放射線監視システム（モニタリングシステム）の監視端末（県庁ほか県関係機関、原子力施設所在市にも設置）

原子力施設周辺の空間放射線量を常時監視

(4) 大型ディスプレイ

対策要員間で情報の共有を図るため、原子力災害合同対策協議会や各機能別作業グループが対策を検討する部屋に設置

(2) 通信手段の確保

ア 県は、国と連携して、オフサイトセンターと県及び原子力施設所在市との間の専用回線網の整備・維持に努めます。

イ 県は、国と連携して、オフサイトセンターに非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話等の非常用通信機器を整備・維持します。

(3) 訓練等への活用

県、関係市町村、原子力事業者その他関係機関は、国と連携して、オフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として、平常時から訓練等に活用します。

(4) 原子力防災対策上必要とされる資料の整備

県及び原子力施設所在市は、国、原子力事業者その他関係機関と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、原子力施設（事業所）に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防災資機材に関する資料等を整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置場所、オフサイトセンターに備え付けます。

(5) 施設、設備等の維持・管理

県は、国が維持管理を行う部分を除き、オフサイトセンターの施設、設備、備え付けの防災資機材、資料等について、適切に維持・管理を行います。

3 原子力災害に対する防災体制の整備

(1) 原子力事業者等の防災体制の整備

ア 災害予防措置等の実施

(ア) 原子力事業者等は、原子力関係法令を遵守し、放射性物質に係る安全管理に最大の努力を払い、災害防止のために必要な措置をとります。

- (イ) 原子力事業者等は、その従業員に対して、防災に関する教育訓練を積極的に行うとともに、国、県、関係市町村、他の原子力事業者その他関係機関との連携体制の確立を図り、防災体制の整備に万全を期します。

イ 原子力防災組織の設置

原子力事業者は、原子力事業所ごとに原子力防災組織を設置し、オフサイトセンターに組織される原子力災害合同対策協議会への派遣、原子力事業所内外の放射線量の測定その他特定事象に関する状況の把握、原子力災害の発生又は拡大の防止のほか、放射性物質による汚染の除去等に必要な防災要員について、原災法施行規則第3条に定めるところにより、十分な人数を配置するものとします。

ウ 原子力防災管理者等の選任

原子力事業者は、原子力防災組織を統括する者として、原子力事業所ごとに、その事業所長等から原子力防災管理者を選任するとともに、原子力防災管理者を補佐し、また、原子力防災管理者が不在の時にその職務を代行する副原子力防災管理者を選任します。さらに、副原子力防災管理者を複数名置く場合には、あらかじめ代行する順位などについて定めておきます。

エ 原子力防災資機材の整備等

原子力事業者は、放射線防護用器具、非常用通信機器、放射線測定設備・機器その他の応急対策に必要な防災資機材を整備するとともに、防災資機材のデータベース及び緊急時の活用に必要な集中管理体制を整備するものとします。

また、関係機関が実施する原災法第2条第5号に定める緊急事態応急対策、同条第7号に定める原子力災害事後対策等が迅速・的確に行われるよう、防災要員の派遣及び防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずるために必要な体制をあらかじめ整備します。

さらに、風向風速計を備え、国等と情報共有するための体制を平常時から適切に整備します。

オ 非常参集体制等の整備

原子力事業者は、事故発生時に、速やかに防災要員の非常参集等が行えるよう、必要な体制を整備します。

カ 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故への備え

原子力事業者等は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速・的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速な通報に必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行するものとします。

また、危険時の措置等を迅速・的確に実施するために必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図るものとします。

(ア) 国、最寄りの警察、海上保安部署、消防機関等への通報

(イ) 消火、延焼防止の措置

(ウ) 輸送物の安全な場所への移動、現場周辺への関係者以外の立入禁止措置

(エ) 遮へい対策

(オ) 緊急時モニタリングの実施

(カ) 運搬従事者や付近にいる者の退避

(キ) 核燃料物質等による汚染の拡大防止及び除去

(ク) 放射線障害を受けた者の救出、避難等

(ケ) その他核燃料物質等による災害を防止するために必要な措置

(2) 県及び市町村の防災体制の整備

ア 警戒体制をとるために必要な体制の整備

県及び関係市町村は、特定事象発生の通報を受けた場合等に、速やかに職員の非常参集、情報の収集・伝達等が行えるよう、必要な体制を整備します。

また、県及び関係市町村は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成等に努めます。

イ オフサイトセンターの立ち上げ準備体制の整備

県及び原子力施設所在市は、特定事象発生の通報・連絡を受けた場合、直ちに国と協力して、オフサイトセンターの立ち上げ準備を行えるよう、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して、職員の派遣体制、必要な防護資機材等を整備します。

ウ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制の整備

県及び関係市町村は、オフサイトセンターにおいて国が現地事故対策連絡会議を開催する場合、これに職員を迅速に派遣するため、あらかじめ原子力防災専門官等と協議の上、派遣職員、派遣手段等について定めておきます。

エ 災害対策本部体制等の整備

県及び関係市町村は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等に、災害対策本部等を迅速・的確に設置・運営するため、あらかじめ災害対策本部等の組織・所掌事務、職員の参集配備体制等について定めておきます。

オ オフサイトセンターにおける活動体制の整備

(ア) 原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部、県及び原災法第15条第2項第1号で定める緊急事態応急対策を実施すべき区域（以下「緊急事態応急対策実施区域」といいます。）を管轄する市町村の災害対策本部は、オフサイトセンターにおいて、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策について相互に協力するため、関係機関とともに原子力災害合同対策協議会を組織します。

(イ) 県及び関係市町村は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員、派遣手段等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておきます。

(ウ) また、県及び関係市町村は、原子力災害合同対策協議会のもとに設けられる機能別作業グループに配置する職員及びその役割、派遣手段等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておきます。

カ 迅速・的確な応急活動実施のためのマニュアルの整備

県は、発災直後の情報の収集・連絡、モニタリング、避難等の応急活動を迅速・的確に実施するためのマニュアルについて、訓練による検証等により、その充実を図ります。

関係市町村においても、必要に応じマニュアルを策定します。

キ 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための防護資機材の整備等

(ア) 県及び関係市町村は、国と協力し、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための防護

資機材の整備に努めます。

- (イ) 国、県、関係市町村及び原子力事業者は、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行います。

ク 核燃料物質等の事業所外運搬情報の把握等に伴う必要な対応

- (ア) 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生に備え、県は、安全確保に関する協定に基づき、県内の原子力事業者から核燃料物質等の運搬情報を入手した場合は、当該運搬経路である区域を管轄する消防機関（以下「関係する消防機関」といいます。）等に対し、その旨を連絡します。
- (イ) 関係する消防機関等は、県から連絡のあった運搬情報に基づき、必要な対応をとります。
- (ウ) 県は、その他必要な運搬情報の入手について、関係する消防機関等と連携して関係機関に働きかけます。
- (エ) 原子力事業者は、核物質防護上問題を生じない範囲において、消防機関及び海上保安庁に必要な運搬情報の提供等の協力に努めるものとします。

4 専門家の派遣要請手続等の整備

県及び原子力施設所在市は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合等における、専門的知識を有する国の職員、モニタリングに関する専門家、国の原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請手続、並びに現地への移送協力の内容（ヘリコプター臨時離着陸場の指定・利用手続、臨時離着陸場から現地までの先導体制等）について、国や関係機関と協議の上、あらかじめ定めておきます。

5 モニタリング体制の整備等

(1) 原子力事業者のモニタリング体制の整備等

ア 原子力事業者は、原子力事業所ごとに、敷地境界付近におけるガンマ線を測定するための放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」といいます。）、中性子線の測定を行うために必要な可搬式測定器等の放射線測定資機材を整備するとともに、定期的に検査を行い、維持します。

また、排気や排水中の放射性物質の測定等に必要な測定器についても定期的に検査を行い、維持します。

イ 原子力事業者は、自ら敷地境界付近における放射線量のモニタリングを行い、その数値を記録し、公表します。

ウ 原子力事業者は、原子力規制委員会の統括のもと、自ら緊急時モニタリングを行うとともに、国、地方公共団体及びその他関係機関が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、防災要員の派遣、モニタリング資機材の貸与等に必要な体制を整備します。

(2) 県のモニタリング体制の整備等

ア 県は、平常時又は緊急時における周辺環境等への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型放射線計測用機器等のモニタリング設備・機器を整備・維持します。

関係市町村においても、モニタリングのための機器の確保に努めます。

○ モニタリングポストの設置状況

1 設置数

原子力施設（事業所）が所在する川崎、横須賀両市内に計13局（※）を、広域的な放射線監視のために6局をそれぞれ設置します。

（内訳）(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン周辺（横須賀市）	8局
東芝エネルギーシステムズ(株)原子力技術研究所周辺（川崎市）	5局
県立岸根高等学校（横浜市港北区）	1局
県立 <u>逗子葉山</u> 高等学校（逗子市）	1局
県相模川発電管理事務所（相模原市緑区）	1局
地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（海老名市）	1局
県衛生研究所（茅ヶ崎市）	1局
県立小田原城北工業高等学校（小田原市）	1局

（※）このうち、原子力事業所の近傍に、その地域を代表する局（モニタリングステーション）をそれぞれ1局ずつ、計2局設置

2 設置場所

(1) 原子力施設周辺

地域の風向、原子力事業所からの距離、周辺の住宅密集地等を考慮

(2) 広域的な放射線監視

6局を県内に偏りなく配置するよう考慮

3 測定項目

(1) モニタリングステーション

γ線（低線量、高線量）、中性子線（横須賀市久里浜局のみ）、ダスト（α線、β線）、放射性ヨウ素、気象（風向・風速計、雨量計、感雨計、温度・湿度計、日射計、放射収支計、感雷計）

(2) モニタリングポスト（原子力施設周辺）

γ線（低線量、高線量）、中性子線（川崎市浮島局のみ）、ダスト（α線、β線）（横須賀市内のモニタリングポスト全7局）

(3) モニタリングポスト（県内全域）

γ線（低線量）

イ 県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援のもと、平常時から環境放射線モニタリングを実施し、その結果を国、原子力施設所在市等と共有するとともに、原子力災害対策指針等に基づき緊急時モニタリング計画を策定し、モニタリング要員・資機材の確保、関係機関との協力体制の確立など、モニタリング実施体制を整備します。

ウ 県及び原子力施設所在市は、インターネット等の活用により、日ごろから県民等に対し、県が実施するモニタリングに関する情報を提供します。

6 避難誘導体制等の整備

(1) 避難誘導計画等の策定

関係市町村は、必要に応じ国、県、原子力事業者、専門家等の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画をあらかじめ策定します。

(2) 避難誘導體制等の整備

関係市町村は、住民等の屋内退避及び避難誘導に必要な体制等をあらかじめ整備します。

(3) 住民等の避難状況の確認体制の整備

関係市町村は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合における住民等の避難状況を確認するための体制をあらかじめ整備します。

(4) 避難場所・避難方法等の周知

関係市町村は、屋内退避、避難や避難退域時検査等の場所・方法について、避難誘導計画等に記載するとともに、日ごろから住民への周知徹底に努めます。

(5) 要配慮者の避難誘導體制等の整備

関係市町村及び関係する施設管理者は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図ります。

特に、男女のニーズの違い等の男女双方の視点並びに放射線の影響を受けやすい妊産婦及び乳幼児等については、十分配慮します。

7 周辺住民等への的確な情報伝達体制の整備

(1) 提供すべき情報内容の整理

県、関係市町村及び原子力事業者は、特定事象及びこれに至る可能性のある事象（自然災害を含む。以下「警戒事象」といいます。）発生後の経過に応じ、周辺住民等に提供すべき情報の項目について整理するとともに、分かりやすい例文を準備するよう努めます。

(2) 要配慮者に係る情報伝達体制の整備

関係市町村は、原子力災害の特殊性を考慮し、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、これらの者に対する情報伝達体制の整備に努めます。

(3) 住民相談窓口の設置

県及び関係市町村は、国と連携して、通訳ボランティア等の協力を得て可能な限り多言語で外国人等に配慮した、住民相談窓口の設置等について準備しておくものとします。

8 緊急輸送活動体制の整備

各道路管理者は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、相互に協力して、道路管理の充実を図ります。

9 救助・救急、消火及び医療救護活動体制の整備

(1) 救助・救急、消火活動体制の整備

ア 関係市町村に係る消防機関（以下「関係消防機関」といいます。）は、平常時から県、原子力事業者その他関係機関と連携を図り、原子力事業所等（核燃料物質等の事業所外運搬中を含みます。）における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防活動体制等の整備に努めます。

イ 関係消防機関は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めます。

ウ 原子力事業者は、被ばく傷病者等の応急処置及び除染を行う設備等を整備し、維持・管理して、被ばく医療を実施できる体制を整備しておくとともに、原子力施設内での指揮命令、通報連絡及び情報連絡に係る体系的な整備を図り、医療機関、救助・救急関係省庁（警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁）、原子力施設所在市等の関係機関と通報連絡、被ばく傷病者等の搬送、受入れについて緊密な関係を維持します。

エ 原子力事業者は、平常時から原子力事業所における火災等に適切に対処するため、自衛消防体制の整備に努めます。

(2) 医療救護活動体制の整備

ア 県、関係市町村及び原子力事業者は、国から整備すべき資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めます。

イ 関係市町村は、周辺住民等に迅速、的確に安定ヨウ素剤を配布できるよう、体制の整備に努めます。

ウ 国の支援のもと、県は、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、放射線測定機器等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備します。

エ 県は、原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者を受け入れ、被ばくがある場合に適切な診療を行う原子力災害拠点病院として、学校法人北里研究所北里大学病院を令和2年8月に指定しました。

また、県は、県や原子力災害拠点病院が行う原子力災害医療対策に協力できる機関を原子力災害医療協力機関として登録し、体制整備を進めます。

オ 県は、原子力災害医療に係る関係機関及び医療体制の連携を図るために必要な調整を行います。また、県、関係市町村、原子力災害医療関係者等が相互に連携するネットワークの構築を進めます。

10 防災訓練の実施

(1) 総合的な防災訓練の実施

国、県、関係市町村、原子力事業者その他関係機関は、国が原災法第13条に基づき策定する総合的な防災訓練の実施計画に基づいて、住民の参加を考慮した防災訓練を共同して実施します。

(2) 要素別訓練等の実施

県、関係市町村及び原子力事業者は、連携して、総合的な防災訓練のほか、国その他関係機関の支援のもと、防災活動の各要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施します。なお、訓練を行うに当たっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定したシナリオに基づく実践的な訓練となるよう努めます。

(訓練の種類)

- ア 災害対策本部等の設置・運営訓練
- イ オフサイトセンターの立ち上げ・運営訓練
- ウ 緊急時通信連絡訓練
- エ 緊急時モニタリング訓練
- オ 緊急被ばく医療訓練
- カ 県民等に対する情報伝達訓練
- キ 周辺住民の避難訓練
- ク 消防活動訓練 等

(3) 訓練終了後の評価

国、県、関係市町村、原子力事業者その他関係機関は、訓練終了後、評価を行い、訓練目的の達成度、改善・検討を要する事項等を明らかにするとともに、本計画の見直しやマニュアルの改善等を行います。

11 関係機関相互の連携強化

(1) 原子力防災専門官との連携強化

県及び関係市町村は、地域防災計画の見直し、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集・連絡、防災訓練の実施、防護対策等について、平常時から、原子力防災専門官と密接な連携をとります。

(2) 防災関係機関相互の連携強化

県及び関係市町村は、平常時から、国、自衛隊、県警察、第三管区海上保安本部、医療機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、相互の連携体制の強化に努めるものとします。

(3) 広域応援体制の拡充

県及び関係市町村は、緊急時に必要な装備、資機材、人員等に関する広域的な応援について、関係機関との応援協定の締結など、体制の整備を図ります。

(4) 国による支援

国は、県及び関係市町村が地域防災計画を策定する上で、災害の想定などの支援を要請した場合には、必要な支援を行います。

(5) 原子力事業者の連携体制の整備

原子力事業者は、緊急時における迅速・円滑な応急対策が実施できるよう、原子力事業者間、医療機関、県及び関係市町村等との連携を日ごろから密にするなど、体制の整備を図ります。

第2章 災害時の応急対策活動

本章は、原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものです。これら以外の場合であっても、防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応することとします。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報等の収集・連絡

(1) 警戒事象発生時の連絡

ア 原子力事業者等は、警戒事象が発生した場合、速やかに原子力規制委員会又は国土交通省、消防機関、県警察及び最寄りの海上保安部署へ連絡します。

また、県内の原子力事業者は、県との「安全確保に関する協定」に基づき、県へも連絡します。

なお、連絡に当たっては、**緊急事態応急対策に従事する者**の不要な放射線被ばくを防止するための適切な連絡を行います。

イ 県は、原子力事業者、関係市町村及び県警察から受けた警戒事象に係る情報を消防庁及び関係機関へ連絡します。

ウ 県は、原子力規制委員会又は国土交通省、消防庁又は第三管区海上保安本部からの情報（警戒事象の発生及びその後の状況など）を、関係市町村（本章及び次章においては、核燃料物質等の事業所外運搬中における事故の場合の事故発生場所を管轄する市町村を含めます。）及び関係機関へ連絡します。

(2) 原子力事業者等からの特定事象発生の通報

ア 原子力防災管理者は、特定事象の発生を発見又は発見の通報を受けた場合は、直ちに次の機関に対し、同時に文書をファクシミリで通報します。

また、送信後、直ちに主要な機関に対しては、その着信を確認します。

(ア) 内閣総理大臣官邸〔内閣官房〕

(イ) 原子力規制委員会（原子力規制委員会、国土交通省及び経済産業省）

(ウ) 内閣府

(エ) 県くらし安全防災局

(オ) 原子力施設所在市防災主管課（事故発生場所を管轄する市町村防災主管課）

(カ) 県警察

(キ) 原子力施設所在市を管轄する消防機関（事故発生場所を管轄する消防機関）

(ク) 最寄りの海上保安部署

(ケ) 原子力防災専門官

(コ) 関係周辺都道府県〔本県の場合は、東京都〕等

※（ ）内は、核燃料物質等の事業所外運搬中に事故が発生した場合の連絡先

なお、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせは、原則として、原子力規制委員会、県及び原子力施設所在市（運搬中の事故の場合は、事故発生場所を管轄する市町村）、関係周辺都道府県からのものに限るものとします。

イ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの

判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等の事故情報等について、県、原子力施設所在市（運搬中の事故の場合は、事故発生場所を管轄する市町村）、県警察等に連絡します。

ウ 原子力運転検査官等現地に配置された原子力規制庁の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果を原子力規制委員会、県、原子力施設所在市等に連絡します。

エ 県は、原子力事業者及び原子力規制委員会（原子力防災専門官を含みます。）から通報・連絡を受けた事項について、関係市町村その他関係機関に連絡します。

また、関係市町村においても、原子力事業者及び原子力規制委員会（原子力防災専門官を含みます。）から通報・連絡を受けた事項（原子力施設所在市以外の関係市町村の場合は、県から連絡を受けた事項）について関係機関に連絡します。

なお、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線、防災行政通信網等を活用し、情報収集・連絡を行います。

(3) 県が川崎市又は横須賀市に設置しているモニタリングポストで特定事象発生の通報を行うべき数値を検出した場合

ア 県は、原子力事業者から通報がない状態において、県が川崎市又は横須賀市に設置しているモニタリングポストにより、特定事象発生の通報を行うべき数値（毎時5マイクロシーベルト（5 μ Sv/h）以上）の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ、原子力事業者を確認します。

イ 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示し、確認の結果を原子力規制委員会、県及び原子力施設所在市等に連絡します。

(4) 特定事象発生後の応急対策活動状況、被害状況等の連絡

ア 原子力事業者は、(2)アの通報先に対し、施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況、事故対策本部等の設置状況、被害状況等を定期的に文書により連絡するとともに、関係省庁事故対策連絡会議及び国の現地事故対策連絡会議に連絡します。

イ 県及び原子力施設所在市（運搬中の事故の場合は、事故発生場所を管轄する市町村）は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含みます。）との間において、原子力事業者その他関係機関から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にします。

ウ 県は、関係市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、現地事故対策連絡会議等との間において、相互の連絡を密にします。

また、関係市町村においても、指定地方公共機関、現地事故対策連絡会議等との間において、相互の連絡を密にします。

なお、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線及び防災行政通信網等を活用し、情報収集・連絡を行います。

(5) 原子力緊急事態における連絡（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

ア 国の原子力災害対策本部は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに県、原子力施設

設所在市及び関係周辺都道府県に連絡を行う。

イ 県及び緊急事態応急対策実施区域を管轄する市町村の災害対策本部は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、自らが行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとします。

ウ 国の原子力災害現地対策本部、県及び緊急事態応急対策実施区域を管轄する市町村の災害対策本部、原子力事業者その他関係機関は、オフサイトセンターを通じて、常時継続的に必要な情報を共有します。

2 放射性物質又は放射線による影響の早期把握のための活動

(1) 特定事象が発生した場合の対応

ア 県は、原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受けた場合には、国が設置する緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力し、平常時のモニタリングを強化し、緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリングの準備を開始します。なお、関係市町村は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、要員を派遣するなどの協力を行います。

イ 県、原子力事業者及び関係機関は、原子力規制委員会が原子力災害対策指針に基づき策定する緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングセンターの指揮のもと、初動段階の緊急時モニタリングを実施します。

ウ 県及び関係機関は、原子力規制委員会又は原子力災害対策本部が初動段階の緊急時モニタリングの結果等により適宜改定する緊急時モニタリング実施計画並びに原子力災害対策本部の総合調整のもと、緊急時モニタリングを実施します。また、その結果を取りまとめ、原子力災害対策本部及び関係省庁に送付します。

(2) 原子力事業者による放射線量の測定等

原子力事業者は、特定事象発生 of 通報を行った後においても、敷地境界における放射線量の測定等を継続的に実施し、施設からの放射性物質等の放出状況、放出見通し等の情報を、原子力規制委員会、県、原子力施設所在市等に定期的に連絡します。

原子力緊急事態宣言発出後においては、原子力災害対策本部に連絡します。

(3) モニタリング結果のとりまとめ、連絡

ア 原子力規制委員会は、原子力事業者から連絡のあった施設からの放射性物質等の放出状況並びに関係省庁及び県による緊急時モニタリングの結果等をとりまとめ、県及び関係市町村等に連絡します。

イ 原子力緊急事態宣言発出後においては、原子力災害対策本部が緊急時モニタリングの結果等をとりまとめ、原子力災害現地対策本部、県及び関係市町村等に連絡します。

ウ 原子力規制委員会は、緊急時モニタリングの結果に対する総合的な評価を行った上で公表し、県及び関係市町村等は、緊急時モニタリングの結果及びその総合的な評価を共有します。

(4) 緊急時の公衆の被ばく線量の把握

国、指定公共機関、県及び関係市町村は連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、一か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行います。

第2節 活動体制の確立

1 原子力事業者等の活動体制

(1) 警戒事象又は特定事象発生時の活動体制

原子力事業者は、警戒事象発生との連絡を行った場合又は特定事象発生の通報を行った場合、速やかに、防災要員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、事故対策本部の設置など、必要な体制をとるとともに、原子力災害の発生の防止のために必要な応急対策を行います。

(2) 損害賠償請求対応のための体制の整備

原子力事業者は、相談窓口を設置するなど、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等への対応に必要な体制を整備するものとします。

(3) 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生時の活動体制

原子力事業者等は、核燃料物質等の事業所外運搬中の事故により特定事象が発生した場合は、直ちに、携行した防災資機材を用いて、立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、緊急時モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確・迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとします。さらに、必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の応援要請を行います。

2 県の活動体制

(1) 職員の警戒配備体制

県では、24時間体制により災害の発生に備えています。時間外・休日等に警戒事象が発生した場合には、まずくらし安全防災局の当直員が警戒事象に係る情報の収集・伝達を行います。また、事故等の状況に応じて人員を増員し、速やかに警戒配備体制に入ります。

さらに、県（川崎市または横須賀市に設置）又は原子力事業者のモニタリングポストにおいて、毎時1マイクロシーベルト（ $1\mu\text{Sv/h}$ ）以上の放射線量を検出し、原子力施設によるものと確認されたときは、直ちに県警戒本部の設置準備を開始します。

(2) 事故対策のための警戒体制

ア 県警戒本部の設置

県は、次のいずれかの場合、速やかに職員を非常参集させ、くらし安全防災局長を本部長とする県警戒本部を関係局とともに設置し、国、原子力防災専門官、関係市町村、原子力事業者その他関係機関と緊密な連携を図りつつ、情報収集や連絡調整を行うとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

なお、地震、津波等との複合災害が発生している場合は、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあること、並びに事態が長期化することを想定して活動します。

(ア) 特定事象発生の通報・連絡を受けたとき（ただし、毎時5マイクロシーベルト（ $5\mu\text{Sv/h}$ ）以上の放射線量を検出したときを除く）

(イ) 放射性物質の漏えい等の影響が周辺に及ぶおそれがある場合で、事故の規模、予想される被害等により、知事が必要と認めるとき

イ オフサイトセンターの立ち上げ準備

県、原子力施設所在市及び原子力事業者は、特定事象が発生した場合には、原子力防災専門官の指揮のもと、直ちに、国が行うオフサイトセンターの立ち上げ準備に協力します。

ウ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

県及び関係市町村は、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンター等において開催し、これに職員の派遣要請があった場合には、職員を派遣します。

エ 県警戒本部の廃止

県警戒本部の廃止は、次のいずれかの基準によります。

- (ア) 県警戒本部長が、事故が終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要がなくなったと認めるとき
- (イ) 県災害対策本部が設置されたとき

(3) 県災害対策本部の設置

ア 県は、次のいずれかの場合、直ちに知事を本部長とする県災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置し、関係機関と連携して災害応急対策を円滑に実施する体制をとります。

- (ア) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき
- (イ) 県が川崎市又は横須賀市に設置しているモニタリングポスト又は原子力事業者のモニタリングポストにおいて、毎時5マイクロシーベルト ($5\mu\text{Sv/h}$) 以上の放射線量を検出し、原子力施設によるものと確認されたとき
- (ウ) 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知事が必要と認めるとき

イ 知事は、県災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告するとともに、必要と認める者に連絡します。

ウ 県くらし安全防災局は、県災害対策本部統制部として被害状況、応急対策実施状況等の情報収集を行い、関係局にまたがる対策の調整を行います。

(4) 現地災害対策本部等の設置

ア 県災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認めるときは、県災害対策本部の組織として現地災害対策本部（現地災害対策本部長は当該地域県政総合センター所長）を地域県政総合センター等に設置します。

イ なお、県災害対策本部設置に至らない災害で、応急対策上必要と認めるときは、知事は現地対策本部を設置します。

(5) 関係職員の参集・配備

県災害対策本部の設置を決定した場合には、県災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部の設置を決定した場合には、各局長等は、あらかじめ定めてある連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には地域県政総合センター所長に通知します。地域県政総合センター所長は、関係職員を参集・配備させます。

(6) 県災害対策本部の廃止

県災害対策本部の廃止は、次のいずれかの基準によります。

- ア 原子力緊急事態解除宣言が発出されたとき。ただし、原子力災害事後対策実施区域が設定された場合はこの限りではない
- イ 原子力災害事後対策実施区域が解除されたとき
- ウ 県災害対策本部長が、事故が終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要がなくなったと認めるとき

(7) 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣等

- ア 県災害対策本部及び緊急事態応急対策実施区域を管轄する市町村災害対策本部は、原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることになった場合は、職員をこれに出席させ、国の原子力災害現地対策本部その他関係機関と緊急事態応急対策の実施方法等について協議します。

また、原子力災害合同対策協議会の場において、少人数のグループにより緊急時の現地における対応方針を定めます。

同協議会は、国の原子力災害現地対策本部長が主導的に運営します。

- イ また、県災害対策本部及び緊急事態応急対策実施区域を管轄する市町村災害対策本部は、職員をオフサイトセンターに派遣し、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させます。

3 県警察の活動体制

県警察は、原子力災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置して指揮体制を確立するとともに、オフサイトセンターに要員を派遣し、県、関係市町村及び関係機関と連携して次の応急対策を実施します。

- (1) 周辺住民等への情報伝達
- (2) 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け
- (3) 交通の規制及び緊急輸送の支援
- (4) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持
- (5) その他必要な措置

4 市町村の活動体制

- (1) 関係市町村においても、事故等の状況に応じ、県の活動体制に準じた体制をとります。

- (2) 関係市町村は、災害応急対策上必要と認めるときは、次の応急対策を実施します。

- ア 救出・救助・救急活動
- イ 消火活動
- ウ 医療救護活動
- エ 周辺住民等に対する災害広報
- オ 警戒区域の設定
- カ 周辺住民等に対する屋内退避又は避難の指示、避難誘導
- キ 指定避難所等の開設・運営管理
- ク その他必要な措置

(3) 関係市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

5 原子力防災専門官の対応

原子力防災専門官は、特定事象発生の通報を受けた場合において、国の専門職員が到着するまでの間、現地における実質的な国の責任者として、必要な情報の収集、県及び関係市町村の応急対策に対する助言、その他災害の発生又は拡大の防止に必要な業務を行います。

6 広域的な応援体制

(1) 原子力関係の専門家等の派遣要請

知事及び関係市町村長は、特定事象発生の通報・連絡がなされた場合等において、必要に応じ、専門家の助言・指導を得るため、国に対して、原子力関係の専門家又は専門的知識を有する職員の派遣を求めます。

(2) 他市町村長への応援要請

関係市町村長は、当該市町村の地域に係る原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含みます。）が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対して応援要請又は応急措置の実施を要請します。

(3) 市町村長への応急措置等の指示

知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示します。

(4) 知事による応援要請等の措置

知事は、関係市町村長の要請又は自らの判断により、次の措置を行います。

- ・ 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請〔警察法第60条〕
- ・ 神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく神奈川県消防広域運用調整本部（略称 かながわ消防）の設置及び神奈川県消防広域応援隊の編成
- ・ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）〔消防組織法第44条〕
- ・ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議及び関東地方知事会、全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

(5) 消防の応援要請

消防庁長官は、災害の規模等から緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがない場合や人命救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の必要性を認めた場合、他の知事や市町村長へ消防の応援要請を行います。

(6) 職員の派遣要請

知事及び関係市町村長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関、指定公共機関又は指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請します。

また、知事は内閣総理大臣に対し、関係市町村長は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めます。

(7) 自衛隊の派遣要請

ア 知事は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、人命又は財産の保護のため自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合には、防衛大臣又はその指定する者に対し、「自衛隊応援要請マニュアル」に基づき、災害派遣を要請します。

イ 関係市町村長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊の派遣要請を要求します。

この場合、必要に応じて、その旨及び関係市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣、地域担任部隊等の長に通知します。なお、関係市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

ウ 関係市町村長は、知事の自衛隊への派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には自主派遣をします。なお、関係市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

エ 自衛隊は、原子力災害派遣等において、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員・装備等に応じて、次の活動を支援します。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (ア) 緊急時モニタリング | (イ) 被害状況の把握 |
| (ウ) 避難の援助 | (エ) 行方不明者の搜索活動 |
| (オ) 消防活動 | (カ) 応急医療・救護 |
| (キ) 緊急時の避難退域時検査及び除染 | (ク) 人員及び物資の緊急輸送 等 |

オ 知事は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときは、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請します。

(8) 在日米軍への応援要請

知事は、必要があると認めるときは、県内各地の災害に対処するため、在日米軍に対し、「災害準備及び災害対策に関する神奈川県と在日米海軍との覚書」及び「災害準備及び災害対策に関する神奈川県と在日米陸軍との覚書」に基づき応援を要請します。

7 原子力被災者生活支援チームとの連携

県及び関係市町村は、住民避難等完了後において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、避難指示区域等の設定・見直し、放射性物質に汚染された地域の除染、原子力災害で放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理、原子力被災者等の健康調査や健康相談等に取り組みます。

8 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保

(1) 緊急事態応急対策に従事する者の防護対策の実施

ア 県、関係市町村及び関係機関は、緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護について万全の対策を講じるものとします。

また、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため、原子力災害合同対策協議会等の場を活用して相互に密接な情報交換を行うものとします。

イ 県、関係市町村及び関係機関は、~~必要に応じ、~~その管轄する緊急事態応急対策に従事する者に対し、防護服、防護マスク、個人線量計等の防護資機材及び安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置

をとるものとしします。

ウ 県は、関係市町村及び関係機関から要請があった場合、県が保有する防護資機材等を貸与するなどの措置を講じます。

また、県が保有する資機材等に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合は、国、原子力事業者その他関係機関に対し、資機材等の応援を要請します。

(2) 緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護

ア 緊急事態応急対策に従事する者（ただし、民間事業者及び他の法令等により線量限度が定められている場合を除く。）の放射線防護に係る指標については、放射線業務従事者の平時における被ばく限度を参考として実効線量で 50mSv を上限とします。ただし、人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合は、緊急作業に従事する者の被ばく限度を参考とし実効線量で 100mSv を上限とします。

また、作業内容に応じて、必要とあれば、次の被ばく線量をあわせて用います。

眼の水晶体：等価線量で 300mSv を上限とします。

皮膚：等価線量で 1 Sv を上限とします。

なお、これらの緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力するものとしします。

イ 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する県職員の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行います。また、被ばくの可能性がある環境下での活動を県が要請した場合、緊急事態応急対策に従事する者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援します。

ウ 県の放射線防護を担う班は、原子力災害医療派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとしします。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとしします。

エ 県は、被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国に対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣を要請します。

第3節 屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動

1 屋内退避、避難等の防護活動の実施

(1) 県の措置

ア 県は、原子力規制委員会から、原子力緊急事態に伴う内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長の屋内退避又は避難のための立ち退きの指示案を受けた場合、当該案に対して速やかに意見を述べるものとしします。

イ 県は、関係市町村に対し、原子力緊急事態に伴う内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長の屋内退避又は避難に関する指示の伝達、避難状況の確認、必要な助言等を行います。

また、関係市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、関係市町村に対し、応急措置の実施について必要な指示をします。

(2) 市町村の措置

ア 関係市町村は、原子力規制委員会または県から、原子力緊急事態に伴う内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長の屋内退避又は避難のための立ち退きの指示案を受けた場合、当該案に対して速やかに意見を述べるものとしします。

イ 関係市町村長は、内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長の指示、又はモニタリングの結果や専門家の助言・指導等に基づく独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行います。

ウ 関係市町村は、屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、住民の避難状況を確認するとともに、住民等の避難誘導に当たっては、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めます。

また、これらの情報について、国の原子力災害現地対策本部及び県等に対して情報提供するものとします。

(3) 県警察の措置

県警察は、関係市町村長が避難のための立ち退き又は屋内への退避を指示することができないと認めるとき、又は関係市町村長からの要求があったときには、住民等に対して避難のための立ち退き又は屋内への退避の指示等を行います。

この場合、その旨を直ちに関係市町村長に通知します。

なお、警察官は、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して避難の措置を講ずることができます。

この場合、その旨を県公安委員会に報告します。

(4) 避難等の指示の内容

屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行う場合は、原則として次の内容を明示して行います。

- | | |
|-------------|--------------|
| ア 避難等を要する理由 | イ 避難指示等の対象地域 |
| ウ 避難先等とその場所 | エ 避難経路 |
| オ 注意事項 | |

(5) 住民等への周知

関係市町村は、屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、同報無線や広報車等による災害広報により住民等への周知を実施します。なお、避難等の必要がなくなったときも同様とします。

(6) 知事等への報告

関係市町村長は、屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、速やかに、国の原子力災害対策本部長及び知事に報告します。

(7) 避難状況の確認

関係市町村は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、戸別訪問や指定避難所等における確認等により、住民の避難状況を確認します。

(8) 要配慮者への配慮等

関係市町村は、避難誘導や指定避難所等での生活に関し、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者及び一時滞在者並びに男女のニーズの違い等の男女双方の視点に十分配慮するものとします。

特に、高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊産婦の指定避難所等での健康状態の把握等に努めます。

(9) 避難の際の住民等に対する避難退域時検査の実施

関係市町村は、県、原子力事業者その他関係機関と連携し、住民等が避難区域等から避難した後に、住民等の避難退域時検査及び除染を行います。

(10) 広域避難

市町村は、大規模な災害の発生のおそれがある場合、市町村単独では住民の避難場所の確保が困難となり、当該市町村の区域外への避難、及び指定緊急避難場所や指定避難所の提供が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への住民の受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要する場合は、県に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができます。

県は、市町村から協議の要求があった場合は、他の都道府県と協議を行います。

県は、避難者の保護のために必要な場合は、指定公共機関や指定地方公共機関（運送事業者等）に対して、避難者の運送を要請又は指示します。

県は、県内の他の市町村への避難について、市町村から求めがあった場合、助言を行うほか、県外の市町村への避難に関して、必要に応じて国に助言を求めます。

(11) 広域一時滞在

市町村は、大規模な災害が発生し、市町村単独では住民の避難場所の確保が困難となり、当該市町村の区域外への避難、及び指定避難所や応急仮設住宅の提供が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への住民の受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、他の都道府県との協議を求めることができます。

県は、市町村から協議の要求があった場合は、他の都道府県と協議を行います。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行います。

県は、避難者の保護のために必要な場合は、指定公共機関や指定地方公共機関（運送事業者等）に対して、避難者の運送を要請又は指示します。

県は、県内の他の市町村への避難について、市町村から求めがあった場合、助言を行うほか、県外への市町村への避難に関して、必要に応じて国に助言を求めます。

(12) 避難指示等の実効性の確保

関係市町村長が屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行った区域については、県警察など関係機関は、外部から車両等が進入しないよう必要な措置を講じるなど、指示等の実効を上げるために必要な措置をとります。

(13) 治安の確保等

県警察、消防機関及び第三管区海上保安本部は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めます。

(14) 感染症流行下での防護措置

~~新型コロナウイルス感染症を含む~~感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守るこ

とを最優先とすることが求められます。

そのため、原子力災害時における防護措置と、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画等による感染症対策を可能な限り両立させ、感染症流行下での原子力災害対策に万全を期することとします。

その上で、原子力災害時における防護措置の基本的な考え方は、国の定めるガイドライン等を参考にします。

2 安定ヨウ素剤の服用指示

県及び関係市町村は、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行います。

県は、原子力災害対策指針を踏まえ、国が決定した方針に従い、又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、関係市町村と連携して、直ちに服用対象の避難者等に対して、安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時機の指示、その他必要な措置を講じます。

なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき服用を指示するものとします。

3 飲料水、飲食物の摂取制限

県及び関係市町村は、緊急時モニタリングの結果、原子力災害対策指針や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示及び要請に基づき、又は独自の判断により汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置、汚染飲食物の摂取制限等、必要な措置を講じます。

4 農林畜水産物等の採取及び出荷制限

県及び関係市町村は、緊急時モニタリングの結果、原子力災害対策指針や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示及び要請に基づき、又は独自の判断により農林畜水産物等の生産者、出荷機関、市場の責任者等に対し、汚染農林畜水産物等の採取、漁獲の禁止、出荷制限等、必要な措置を講じます。

5 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給

県及び関係市町村は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等の生活必需物資等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行います。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとします。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに配慮します。

なお、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、県は、原子力災害対策本部に物資の調達を要請します。

第4節 災害時の県民等への広報

1 関係機関が連携した広報活動の実施

(1) 適切・迅速な広報活動の実施

県、関係市町村、原子力事業者その他関係機関は、国と連携して、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられない等の特殊性を勘案し、放射性物質又は放射線の異常放出により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における周辺住民等の心理的動揺又は混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低減するため、速やかに広報部門を設置し、相互に連絡をとり合いつつ適切・迅速な広報活動を行います。

(2) 定期的な広報の実施

広報に当たっては、利用可能な様々な広報手段を活用し、繰り返し広報するよう努めます。また、情報の空白期間がないよう、定期的な広報に努めます。

(3) 一元的な広報の実施

原子力緊急事態宣言発出後は、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会がプレスセンターにおいて、一元的に広報活動を行います。

(4) 要配慮者等への配慮

広報に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者、一時滞在者への配慮に努めます。

2 県の広報

(1) 広報の内容

広報を必要とする内容は、おおむね次のようなものが考えられますが、周辺住民等のニーズに応じた多様な内容を提供します。

- ア 事故等が生じた施設名及び発生時刻
- イ 事故等の状況及び今後の予測
- ウ 被害状況と応急対策の実施状況
- エ 屋内退避や避難の必要性の有無
- オ 県民のとるべき措置及び注意事項
- カ 指定避難所等・検査場所の設置及び安否情報
- キ 交通規制及び各種輸送機関の運行状況
- ク ライフラインの状況
- ケ 緊急時モニタリングの結果
- コ 医療救護活動の実施状況
- サ 飲食物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況
- シ 飲料水、飲食物等の供給状況
- ス 相談窓口の設置状況
- セ 安定ヨウ素剤の服用等の実施に関する情報
- ソ その他必要な広報

(2) 広報の方法

県は、次により広報活動を行います。

ア 報道機関への要請

- (ア) 「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)に対して広報を要請します。

また、県民への県災害対策本部設置の伝達、混乱防止のために、必要に応じ、知事談話等の放送を要請します。

- (イ) 「災害時等における報道協力に関する協定」に基づき、テレビ局、ラジオ局、新聞社に広報を要請します。

イ 一般広報

- (ア) 記者発表、県の災害情報ホームページによる広報

- (イ) 関係市町村等の広報媒体を活用した広報
- (ウ) 県広報車（放送設備のある車両）による広報
- (エ) 必要に応じたヘリコプターによる広報
- (オ) 県提供のテレビ及びラジオの広報番組を活用した広報
- (カ) 新聞紙面購入による広報
- (キ) ファクシミリ、上記以外のインターネット等による広報

3 市町村の広報

関係市町村は、同報無線や広報車、協定を締結するケーブルテレビやコミュニティFM放送局、自主防災組織との連携等により、周辺住民等に対して、県に準じた広報活動を行います。

4 防災関係機関の広報

防災関係機関は、周辺住民等のニーズを十分に把握し、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、住民及び利用者に対して、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等それぞれの機関が所管する業務に応じた広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、関係市町村及び報道機関に広報を要請します。

5 住民等からの問い合わせに対する対応

県及び関係市町村は、国と連携して、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立します。

第5節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

国、県、関係市町村、消防機関、原子力事業者その他関係機関は、緊急輸送を行う場合には、原則として次の順位で実施します。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、オフサイトセンター等において対応方針を定める少人数のグループのメンバーの輸送
- 第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 災害応急対策を実施するための要員及び資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送のための交通確保

県警察は、緊急輸送のための交通を確保するため、道路管理者等と相互に密接な連携を図りつつ、被害の状況や緊急度、重要度を考慮して一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行います。

第三管区海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ船舶の交通を制限し、又は禁止します。

第6節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急及び消火活動

(1) 原子力事業者の救助・救急活動への協力

原子力事業者等は、発災現場における救助・救急活動を行うとともに、関係機関が行う救助・救急活動に対し、防災資機材の貸与等必要な協力を行います。

(2) 原子力事業者による消火活動

原子力事業者等は、速やかに火災の発生状況等を把握し、自ら消火活動を行います。

(3) 被ばく者等の搬送時の留意事項

原子力事業者は、被ばく傷病者等を医療機関に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷病の状態を勘案して、できる限り汚染拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員を随行させます。ただし、放射線管理要員がやむを得ず被ばく傷病者等に随行できない場合には、事故の状況、被ばく傷病者等の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させます。

※ 放射線管理要員

放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者。

(4) 消防機関による資機材の確保

消防機関は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、他の消防機関、原子力事業者その他関係機関に要請して、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講じます。

(5) 専門家等の意見を踏まえた消火活動の実施

消防機関は、必要に応じ、原子力事業者の情報及び原子炉工学や放射線防護に関する専門家等の意見を踏まえ、活動を行う消防職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して迅速に救助・救急、消火活動を実施します。

2 医療救護活動

(1) 県の体制

ア 県は、神奈川県~~災害時~~保健医療救護計画に基づき、保健医療~~福祉~~調整本部を設置し、医療機関等の協力を得て医療救護活動を行います。

イ 県は、原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター等と連携して被ばく傷病者等の診療等を行います。

ウ 県は、必要と認めるときは、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターに対し、原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チームの派遣要請を行い、同チームと連携して、医療救護活動を行います。

(2) 市町村の体制

ア 関係市町村は、迅速な医療救護活動を実施するため、現地に救護所を設置するとともに、地区医師会等の協力を得て、医療救護班を編成します。

イ 関係市町村は、必要と認めるときは、県その他関係機関に協力を要請します。

(3) 指定公共機関等

ア 日本赤十字社神奈川県支部

日本赤十字社神奈川県支部は、県の要請に基づき、医療救護班を派遣して医療救護活動を行います。

イ 国立病院機構

国立病院機構は、県の要請に基づき、医療班を派遣して、医療救護活動を行います。

ウ (公社)神奈川県医師会、(公社)神奈川県歯科医師会、(公社)神奈川県病院協会、(公社)神奈川県看護協会

(公社)神奈川県医師会、(公社)神奈川県歯科医師会、(公社)神奈川県病院協会及び(公社)神奈川県看護協会は、県又は関係市町村からの協力要請若しくは自らその必要を認めたときは、地区医師会等に医療救護活動を要請します。

エ (公社)神奈川県薬剤師会、神奈川県医薬品卸業協会

(公社)神奈川県薬剤師会及び神奈川県医薬品卸業協会は、県、関係市町村又は医師会等から協力要請があった場合には、各支部薬剤師会及び各医薬品卸業協会員に要請し、医療救護活動に必要な医薬品等の確保に努めます。

オ (公社)神奈川県放射線技師会

(ア) 医療機関における放射線防護の実施

(イ) 検査場所等における周辺住民等の避難退域時検査への協力

(4) 国への援助要請

知事及び関係市町村長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めます。

(5) 医療救護班の活動

各医療救護班は、必要に応じて、原子力災害医療派遣チーム等と連携して、救護所において、住民等の避難退域時検査、除染等を実施するとともに、必要に応じて、処置等を行います。

(6) 原子力災害拠点病院の活動

原子力災害拠点病院は、汚染の有無にかかわらず、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療を行うほか、被ばく傷病者等に対して、線量測定、除染処置及び必要な集中治療等を実施します。

また、原子力災害が発生またはそのおそれがある被災道府県において救急医療等を行うことができる専門的な研修、訓練を受けた「原子力災害医療派遣チーム」を保有します。

(7) 原子力災害医療協力機関の活動

原子力災害医療協力機関は、県や原子力災害拠点病院が行う原子力災害対策に協力します。

また、「原子力災害医療派遣チーム」を保有することができます。

(8) 医療機関の安全性の確認と公表

県は、被ばく傷病者等の処置を行った原子力災害拠点病院等の求めに応じて、速やかに、その医療機関について放射性物質による汚染のないことを確認し、その結果を公表するとともに、その医療機関や原子力事業者と協力し、情報の集約や管理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供します。

(9) 被ばく傷病者等を受入可能な医療機関への搬送

県は、自ら必要と認める場合又は関係市町村等から被ばく傷病者等の搬送について要請があった場合は、消防機関、自衛隊等に対し、搬送を要請します。

第3章 災害復旧対策

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき、内閣総理大臣から原子力緊急事態解除宣言が発出された後の復旧対策を中心に示したものです。これ以外の場合であっても、防災対策上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとします。

第1節 緊急事態解除宣言後の対応

県及び関係市町村は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害対策本部と連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施します。

第2節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

関係市町村は、国及び県と連携し、内閣総理大臣が定める原子力災害事後対策実施区域において、屋内退避又は避難のための立ち退きの指示並びに警戒区域の設定を行うことができます。

第3節 災害復旧計画の作成等

災害発生に係る原子力事業者は、原子力緊急事態解除宣言発出後、速やかに、災害復旧対策についての計画を作成し、原子力規制委員会、内閣府、県及び関係市町村に提出するとともに、同計画に基づき、直ちに、災害復旧活動を実施します。

第4節 放射性物質により汚染された地域の除染等

国の統括のもと、県は関係市町村、原子力事業者及び関係機関と連携し、原子力災害で放出された放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講じることとします。

第5節 各種制限措置の解除

県及び関係市町村は、環境放射線モニタリング、放射性物質による汚染状況等の調査結果及び国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言等を踏まえ、飲料水・飲食物の摂取制限、農林畜水産物等の採取・出荷制限等の各種制限措置を解除します。

第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県及び関係市町村は、原子力緊急事態解除宣言後、原子力規制委員会、文部科学省、原子力事業者その他関係機関と協力して環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表します。

その後、国の技術的支援のもとに行う、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行します。

第7節 災害地域住民に係る記録の作成等

1 災害地域住民等の登録

関係市町村は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在したこと、指定避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録します。

2 災害対策措置状況の記録

県及び関係市町村は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとします。

3 原子力事業者の措置

災害発生に係る原子力事業者は、速やかに、被災者の損害賠償請求等への対応のため、相談窓口を設置するなど、必要な体制を整備するものとします。

第8節 被害等の影響の軽減

1 心身の健康相談体制の整備

県、関係市町村及び災害発生に係る原子力事業者は、国とともに、災害発生現場周辺地域の住民等からの心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備します。

2 風評被害等の影響の軽減

県、関係市町村その他関係機関は、国と連携して、必要に応じ、科学的根拠に基づき、農林畜水産物等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行い、風評被害等を未然に防止又は軽減します。

3 被災中小企業者等に対する支援

県及び関係市町村は、国と連携して、必要に応じ高度化事業災害復旧貸付等により、設備復旧資金の貸付を行うほか、中小企業制度融資等により、速やかな事業再建を金融面から支援します。

また、被災中小企業者等に対する援助及び助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置します。

4 物価の監視

県は、国と連携して、生活必需品等の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表します。

第4章 広域的な放射能被害への対策

本章は、原災法が適用される県外に所在する原子力事業者の施設等に係る事故災害対策について定めます。本章で定めのない事項については、第2編第1章第1節4に準じた対応をとるものとします。

また、事象に応じて、第2編第2章、第3章に準じた対応をとるものとします。

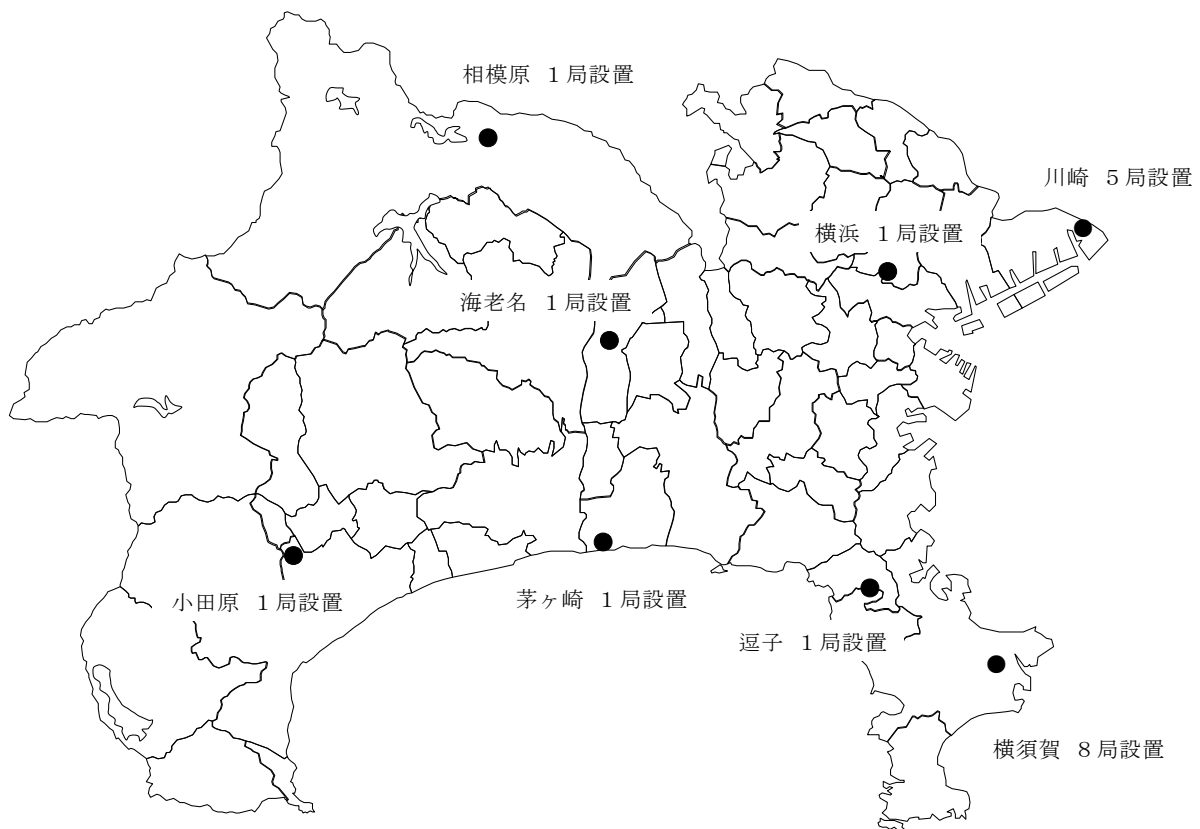
第1節 災害応急対策への備え

1 広域的な放射線監視体制

県は、原子力施設が所在する川崎、横須賀両市内に設置した、2地域13局を含む、8地域19局のモニタリングポストにより、平常時から広域的に放射線量のモニタリングを行い、異常の早期発見に努めます。

なお、異常な数値を検出した場合は、関係機関に対して県内外の原子力施設における事故発生の確認を行うとともに、必要に応じて、第2編第2章の体制・対応をとります。

モニタリングポストによる県内の空間放射線量率の常時監視体制
(モニタリングポストの配置場所)



2 県は、国と連携し、インターネット等の活用により、日ごろから県民等に対し、県が実施する8地域19局のモニタリングに関する情報を提供します。

第2節 災害時の情報等の収集・連絡

県は、県外に所在する原子力事業者の施設等で事故が発生した場合、必要に応じて、国や原子力施設の所在する道府県から情報を収集し、県内の全ての市町村に連絡します。

第5章 休止事業者の施設に係る事故災害対策

本章は、原災法が適用されない休止事業者の施設に係る事故災害対策について定めます。第2編第1章第1節（ただし、1、2を除きます。）に準じた対応をとるものとします。また、事象に応じて、第2編第2章、第3章に準じた対応をとるものとします。

※ 休止事業者

原災法第2条第3号の規定により、主務大臣から原子力事業者から除かれるとの指定を受けた者をいいます。

第3編 原子力艦に係る事故災害対策

第1章 災害応急対策への備え

本章は、災害対策基本法に基づき実施する原子力艦の原子力災害の事前対策を中心に示したものです。

1 情報伝達体制の充実・強化

県及び関係市町村は、原子力艦の原子力災害に対し万全を期するため、相互間、並びに国その他関係機関との間において、情報収集・連絡体制の充実・強化に努めます。

その際、夜間休日の場合等においても対応できるよう、体制の整備を図ります。

また、災害発生時に備え、通信設備等の充実に努めます。

2 県及び市町村の防災体制の整備

(1) 警戒体制をとるために必要な体制の整備

県及び関係市町村は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は発生の通報を受けた場合等に、速やかに職員の非常参集、情報の収集・伝達等が行えるよう、必要な体制を整備します。

また、県及び関係市町村は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成等に努めます。

(2) 災害対策本部体制等の整備

県及び関係市町村は、内閣総理大臣が非常災害対策本部等を設置した場合等に、災害対策本部等を迅速・的確に設置・運営するため、あらかじめ災害対策本部等の組織・所掌事務、職員の参集配備体制等について定めておきます。その際、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあること並びに事態が長期化することなどを想定するよう努めるものとします。

(3) 迅速・的確な応急活動実施のためのマニュアルの整備

県は、発災直後の情報の収集・連絡、モニタリング、避難等の応急活動を迅速・的確に実施するためのマニュアルについて、訓練による検証等により、その充実を図ります。

関係市町村においても、必要に応じマニュアルを策定します。

(4) 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための防護資機材の整備等

ア 県及び関係市町村は、国と協力し、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための防護資機材の整備に努めます。

イ 国、県及び関係市町村は、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行います。

3 専門家の派遣要請手続等の整備

県及び関係市町村は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は発生の通報を受けた場合等における、専門的知識を有する国の職員、モニタリングに関する専門家、国の原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請手続、並びに現地への移送協力の内容（ヘリコプター臨時離着陸場の指定・利用手続、臨時離着陸場から現地までの先導体制等）について、国や関係機関と協議の上、あらかじめ定めておきます。

4 モニタリング体制の整備等

県は、原子力艦寄港時に、国が横須賀原子力艦モニタリングセンターを拠点として実施する原子力艦が寄港する港湾等における放射能調査（以下「放射能調査」といいます。）への職員派遣、国（原

子力規制委員会、海上保安庁）及び横須賀市との協力体制の確立など、環境放射線モニタリングの実施体制を整備・維持します。

○ モニタリングポスト等の設置状況

1 設置数

陸上部分の調査のため、国（原子力規制委員会）は計 16 ヶ所のモニタリングポスト等を設置するほか、モニタリングカーを所有しています。

（内訳）モニタリングポスト 10 ヶ所

モニタリングポイント 6 ヶ所

また、海上部分の調査のため、国（海上保安庁）がモニタリングボートを所有しています。

2 設置場所

原子力艦停泊地点周辺及びその近辺

3 調査体制

（1）非寄港時

ア 通常調査（国の委託を受け、横須賀市が実施）

- ・モニタリングポスト：空間・水中の放射線測定
- ・モニタリングポイント：積算線量計による放射線測定（回収は3ヶ月に1回）

イ 定期調査（海上保安庁、水産庁が実施）

- ・モニタリングボート等による空間・水中の放射線測定（1回／月）
- ・飲料水、土壌、野菜類等の放射能測定・分析（1回／年）
- ・海水、海底土、海産生物の放射能測定・分析（四半期ごと）

（2）寄港時（原子力規制委員会、海上保安庁、県、市が実施）

ア 入港前調査（入港前日）

- ・モニタリングポスト：空間・水中の放射線測定
- ・モニタリングカー：空間の放射線測定
- ・モニタリングボート：空間・水中の放射線測定、海水の採水

イ 入港時調査

- ・モニタリングポスト：空間・水中の放射線測定
- ・モニタリングボート：空間・水中の放射線測定

ウ 寄港中調査

- ・モニタリングポスト：空間・水中の放射線測定、海水の採水
- ・モニタリングカー：空間の放射線測定、海水の採水
- ・モニタリングボート：空間・水中の放射線測定、海水の採水

エ 出港時調査

- ・モニタリングポスト：空間・水中の放射線測定、艦付近の海水の採水
- ・モニタリングボート：空間・水中の放射線測定、港内・外での海水の採水

オ 出港後調査（出港翌日）

- ・モニタリングボートによる海水の採水、海底土採取の実施

5 避難誘導体制等の整備

（1）避難誘導計画の策定

関係市町村は、必要に応じ国、県、専門家等の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画をあらかじめ策定します。

（2）避難誘導体制等の整備

関係市町村は、住民等の屋内退避及び避難誘導に必要な体制等をあらかじめ整備します。

（3）住民等の避難状況の確認体制の整備

関係市町村は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合における住民等の避難状況を確認するための体制をあらかじめ整備します。

(4) 避難場所・避難方法等の周知

関係市町村は、屋内退避、避難や避難退域時検査等の場所・方法について、避難誘導計画等に記載するとともに、日ごろから住民等への周知徹底に努めます。

(5) 要配慮者の避難誘導體制等の整備

関係市町村及び関係する施設管理者は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図ります。

特に、男女のニーズの違い等の男女双方の視点並びに放射線の影響を受けやすい妊産婦及び乳幼児等については、十分配慮します。

6 周辺住民等への的確な情報伝達体制の整備

(1) 提供すべき情報内容の整理

県及び関係市町村は、事故等発生後の経過に応じ、周辺住民等に提供すべき情報の項目について整理するとともに、分かりやすい例文を準備するよう努めます。

(2) 要配慮者に係る情報伝達体制の整備

関係市町村は、原子力災害の特殊性を考慮し、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めます。

(3) 住民相談窓口の設置

県及び関係市町村は、国と連携して、通訳ボランティア等の協力を得て可能な限り多言語で外国人等に配慮した、住民相談窓口の設置等について準備しておくものとします。

7 緊急輸送活動体制の整備

各道路管理者は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、相互に協力して、道路管理の充実を図ります。

8 救助・救急及び医療救護活動体制の整備

(1) 救助・救急活動体制の整備

ア 関係消防機関は、平常時から県その他関係機関と連携を図り、原子力艦の原子力災害等に適切に対処するため、消防活動体制等の整備に努めます。

イ 関係消防機関は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救急自動車等の整備に努めます。

(2) 医療救護活動体制の整備

ア 県及び関係市町村は、国から整備すべき資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めます。

イ 関係市町村は、服用対象の避難者等に迅速、的確に安定ヨウ素剤を配布できるよう、体制の整

備に努めます。

ウ 県は、国、関係市町村、医療機関その他関係機関と協力して、医療救護活動体制を整備するよう努めます。

9 関係機関相互の連携強化

県及び関係市町村は、緊急時に必要な装備、資機材、人員等に関する広域的な応援について、関係機関との応援協定の締結など、体制の整備を図ります。

第2章 災害時の応急対策活動

本章は、国等から原子力艦の原子力災害に関する通報があった場合及びモニタリングポストで異常値を検出した場合の応急対策を中心に示したのですが、これら以外の場合であっても、防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応することとします。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報等の収集・連絡

(1) 事故情報等の連絡

県は、国（外務省、南関東防衛局）等からの原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合、関係市町村及び関係機関へ連絡します。

(2) モニタリングポスト等で原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある数値を検出した場合

ア 県は、(1)の場合を除き、国のモニタリングポスト等により、異常値の検出情報を入手した場合、直ちに国（外務省、南関東防衛局等）等に確認します。

イ 連絡を受けた国（外務省）は、外国政府に対し、周辺地域（海域）における立入制限区域の設定等のための事故の規模等について確認し、確認の結果を南関東防衛局、県及び関係市町村等に連絡します。

(3) 原子力艦の原子力災害発生後の応急対策活動状況等の連絡

ア 県及び関係市町村は、自ら行う応急対策活動の状況、対策本部の設置状況、応援の必要性等について、関係指定行政機関を通じて、関係省庁原子力艦事故対策連絡会議、非常災害対策本部等に連絡します。

イ 県は、関係市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等との間において、相互の連絡を密にします。

また、関係市町村においても、指定地方公共機関等との間において、相互の連絡を密にします。

なお、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線、防災行政通信網等を活用し、情報収集・連絡を行います。

2 放射性物質又は放射線による影響の早期把握のための活動

(1) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の対応

県及び原子力艦寄港市は、原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の放射能調査の実施に関して、国（原子力規制委員会、海上保安庁、水産庁）に協力します。

また、放射能調査によって通常の観測値を明らかに上回る値が観測された場合は、国（原子力規制委員会）と協力して、モニタリング活動の実施に努めます。

(2) モニタリング支援体制

ア 原子力事業者は、国（経済産業省）がモニタリング資機材の貸与等の協力要請を行ったときは、協力を努めます。

イ 国（防衛省）は、空からの又は海上における緊急時モニタリングに関し、知事が防衛大臣又はその指定する者に対し自衛隊の災害派遣要請を行ったときは、自衛隊のヘリコプター又は艦艇を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリング活動を支援しま

す。

ウ 国（第三管区海上保安本部）は、海上における緊急時モニタリングに関し、知事が第三管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは、巡視船艇等を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し、必要な支援を行います。

(3) モニタリング結果のとりまとめ、連絡

国（原子力規制委員会）は、環境放射線モニタリングの結果等を取りまとめ、県、関係市町村等に連絡します。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の警戒配備体制

県では、24時間体制により災害の発生に備えています。時間外・休日等に事故等が発生した場合には、まずくらし安全防災局の当直員が事故情報等の収集・伝達を行います。

また、事故等の状況に応じて人員を増員し、速やかに警戒配備体制に入ります。

さらに、国のモニタリングポスト等により、異常値の検出情報を入手し、原子力艦の原子力災害による可能性が極めて高いと確認されたとき若しくはそのおそれがあるときは、直ちに県警戒本部の設置準備を開始します。

(2) 事故対策のための警戒体制

ア 県警戒本部の設置

県は、次のいずれかの場合、速やかに職員を非常参集させ、くらし安全防災局長を本部長とする県警戒本部を関係部局とともに設置し、国、関係市町村、関係指定行政機関その他関係機関と緊密な連携を図りつつ、情報収集や連絡調整を行うとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

なお、地震、津波等との複合災害が発生している場合は、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあること、並びに事態が長期化することを想定して活動します。

(ア) 国（外務省、南関東防衛局）等から原子力艦の原子力災害の発生のおそれ又は発生に関して連絡があったとき

(イ) 放射性物質の漏えい等の影響が周辺に及ぶおそれがある場合で、事故の規模、予想される被害等により、知事が必要と認めるとき

イ 県警戒本部の廃止

県警戒本部の廃止は、次のいずれかの基準によります。

(ア) 県警戒本部長が、事故が終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要がなくなつたと認めるとき

(イ) 県災害対策本部が設置されたとき

(3) 県災害対策本部の設置

ア 県は、次のいずれかの場合、直ちに知事を本部長とする県災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置し、関係機関と連携して災害応急対策を円滑に実施する体制をとります。

(ア) 内閣総理大臣が非常災害対策本部等を設置したとき

(イ) 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知事が必要と認めるとき

イ 知事は、県災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告するとともに、必要と認める者に連絡します。

ウ 県くらし安全防災局は、県災害対策本部統制部として被害状況、応急対策実施状況等の情報収集を行い、関係局にまたがる対策の調整を行います。

(4) 現地災害対策本部等の設置

ア 県災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認めるときは、県災害対策本部の組織として現地災害対策本部（現地災害対策本部長は当該地域県政総合センター所長）を地域県政総合センター等に設置します。

イ なお、県災害対策本部設置に至らない災害で、応急対策上必要と認めるときは、知事は現地対策本部を設置します。

(5) 関係職員の参集・配備

県災害対策本部の設置を決定した場合には、県災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部の設置を決定した場合には、各局長等は、あらかじめ定めてある連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には地域県政総合センター所長に通知します。地域県政総合センター所長は、関係職員を参集・配備させます。

(6) 県災害対策本部の廃止

県災害対策本部の廃止は、次のいずれかの基準によります。

ア 国の非常災害対策本部等が廃止されたとき

イ 県災害対策本部長が、事故が終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要がなくなつたと認めるとき

2 県警察の活動体制

県警察は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置して指揮体制を確立するとともに、県、関係市町村及び関係機関と連携して次の応急対策を実施します。

- (1) 周辺住民等への情報伝達
- (2) 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け
- (3) 交通の規則及び緊急輸送の支援
- (4) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持
- (5) その他必要な措置

3 市町村の活動体制

(1) 関係市町村においても、事故等の状況に応じ、県の活動体制に準じた体制をとります。

(2) 関係市町村は、災害応急対策上必要と認めるときは、次の応急対策を実施します。

ア 救出・救助・救急活動

- イ 医療救護活動
- ウ 周辺住民等に対する災害広報
- エ 警戒区域の設定
- オ 周辺住民等に対する屋内退避又は避難の指示、避難誘導
- カ 指定避難所等の開設・運営管理
- キ その他必要な措置

(3) 関係市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 広域的な応援体制

(1) 専門家等の派遣要請

知事及び関係市町村長は、国（外務省、南関東防衛局）等から原子力艦の原子力災害の発生の通報を受けた場合等、必要に応じ、専門家の助言・指導を得るため、国に対して、専門家及び専門的知識を有する職員の派遣を求めます。

(2) 他市町村長への応援要請

関係市町村長は、当該市町村の地域に係る原子力艦の原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含みます。）が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対して応援要請又は応急措置の実施を要請します。

(3) 市町村長への応急措置等の指示

知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示します。

(4) 知事による応援要請等の措置

知事は、関係市町村長の要請又は自らの判断により、次の措置を行います。

- ・ 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請〔警察法第60条〕
- ・ 神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく神奈川県消防広域運用調整本部（略称 かながわ消防）の設置及び神奈川県消防広域応援隊の編成
- ・ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）〔消防組織法第44条〕
- ・ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議及び関東地方知事会、全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

(5) 消防の応援要請

消防庁長官は、災害の規模等から緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがない場合や人命救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の必要性を認めた場合、他の知事や市町村長へ消防の応援要請を行います。

(6) 職員の派遣要請

知事及び関係市町村長は、原子力艦に係る事故災害対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請します。

また、知事は内閣総理大臣に対し、関係市町村長は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めます。

(7) 自衛隊の派遣要請

ア 知事は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、人命又は財産の保護のため自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合には、防衛大臣又はその指定する者に対し、「自衛隊応援要請マニュアル」に基づき、災害派遣を要請します。

イ 関係市町村長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊の派遣要請を要求します。

この場合、必要に応じて、その旨及び関係市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣、地域担任部隊等の長に通知します。なお、関係市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

ウ 関係市町村長は、知事の自衛隊への派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には自主派遣をします。なお、関係市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

エ 自衛隊は、原子力艦の原子力災害派遣等において、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員・装備等に応じて、モニタリング、避難の援助、応急医療・救護、人員及び物資の緊急輸送等の活動を支援します。

5 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保

(1) 緊急事態応急対策に従事する者の防護対策の実施

ア 県、関係市町村及び関係機関は、緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護について万全の対策を講じるものとします。

イ 県、関係市町村及び関係機関は、~~必要に応じ、~~その管轄する緊急事態応急対策に従事する者に対し、防護服、防護マスク、個人線量計等の防護資機材及び安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるものとします。

ウ 県は、関係市町村及び関係機関から要請があった場合、県が保有する防護資機材等を貸与するなどの措置を講じます。

また、県が保有する資機材等に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合は、国、原子力事業者その他関係機関に対し、資機材等の応援を要請します。

(2) 緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護

ア 緊急事態応急対策に従事する者（ただし、民間事業者及び他の法令等により線量限度が定められている場合を除く。）の放射線防護に係る指標については、放射線業務従事者の平時における被ばく限度を参考として実効線量で50mSvを上限とする。ただし、人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合は、緊急作業に従事する者の被ばく限度を参考とし実効線量で100mSvを上限とする。

また、作業内容に応じて、必要とあれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。

眼の水晶体：等価線量で300mSvを上限とする。

皮膚：等価線量で1Svを上限とする。

なお、これらの緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活

動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力するものとする。

イ 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する県職員の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行う。また、被ばくの可能性がある環境下での活動を県が要請した場合、緊急事態応急対策に従事する者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援する。

ウ 県の放射線防護を担う班は、原子力災害医療派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

エ さらに、被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国に対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣を要請します。

第3節 屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動

1 屋内退避、避難等の防護活動の実施

(1) 県の措置

県は、関係市町村に対し、国の非常災害対策本部等の屋内退避又は避難に関する指導又は助言の伝達、避難状況の確認、必要な助言等を行います。

また、関係市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、関係市町村に対し、応急措置の実施について必要な指示をします。

(2) 市町村の措置

ア 関係市町村長は、国の非常災害対策本部等の指示、又はモニタリングの結果や専門家の助言・指導等に基づく独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの指示を行います。

イ 関係市町村は、屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、住民の避難状況を確認するとともに、住民等の避難誘導に当たっては、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めます。

また、これらの情報について、非常災害現地対策本部等及び県などに対して情報提供するものとします。

(3) 県警察の措置

県警察は、関係市町村長が避難のための立ち退き又は屋内への退避を指示することができないと認めるとき、又は関係市町村長からの要求があったときには、住民等に対して避難のための立ち退き又は屋内への退避の指示等を行います。

この場合、その旨を直ちに関係市町村長に通知します。

なお、警察官は、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して避難の措置を講ずることができます。

この場合、その旨を県公安委員会に報告します。

(4) 避難等の指示の内容

屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行う場合は、原則として次の内容を明示して行います。

ア 避難等を要する理由

イ 避難指示等の対象地域

ウ 避難先等とその場所

エ 避難経路

(5) 住民等への周知

関係市町村は、屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、同報無線や広報車等による災害広報により住民等への周知を実施します。なお、避難等の必要がなくなったときも同様とします。

(6) 知事等への報告

関係市町村長は、屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、速やかに、知事に報告します。

(7) 避難状況の確認

関係市町村は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、戸別訪問や指定避難所等における確認等により、住民等の避難状況を確認します。

(8) 要配慮者への配慮

関係市町村は、避難誘導や指定避難所等での生活に関し、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者及び一時滞在者並びに男女のニーズの違い等の男女双方の視点に十分配慮するものとします。

特に、高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊産婦の指定避難所等での健康状態の把握等に努めます。

(9) 避難の際の住民等に対する避難退域時検査の実施

関係市町村は、県、原子力事業者その他関係機関と連携し、住民等が避難区域等から避難した後、住民等の避難退域時検査及び除染を行います。

(10) 広域避難

市町村は、大規模な災害の発生のおそれがある場合、市町村単独では住民の避難場所の確保が困難となり、当該市町村の区域外への避難、及び指定緊急避難場所や指定避難所の提供が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への住民の受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要する場合は、県に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができます。

県は、市町村から協議の要求があった場合は、他の都道府県と協議を行います。

県は、避難者の保護のために必要な場合は、指定公共機関や指定地方公共機関（運送事業者等）に対して、避難者の運送を要請又は指示します。

県は、県内の他の市町村への避難について、市町村から求めがあった場合、助言を行うほか、県外の市町村への避難に関して、必要に応じて国に助言を求めます。

(11) 広域一時滞在

市町村は、大規模な災害が発生し、市町村単独では住民の避難場所の確保が困難となり、当該市町村の区域外への避難、及び指定避難所や応急仮設住宅の提供が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への住民の受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、他の都道府県との協議を求めることができます。

県は、市町村から協議の要求があった場合は、他の都道府県と協議を行います。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって

行います。

県は、避難者の保護のために必要な場合は、指定公共機関や指定地方公共機関（運送事業者等）に対して、避難者の運送を要請又は指示します。

県は、県内の他の市町村への避難について、市町村から求めがあった場合、助言を行うほか、県外への市町村への避難に関して、必要に応じて国に助言を求めます。

(12) 避難指示等の実効性の確保

関係市町村長が屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行った区域については、県警察など関係機関は、外部から車両等が進入しないよう必要な措置を講じるなど、指示等の実効を上げるために必要な措置をとります。

(13) 治安の確保等

県警察、消防機関及び第三管区海上保安本部は、原子力艦の原子力災害が発生した周辺地域（海域）の立ち入り制限区域及び周辺地域において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めます。

(14) 感染症流行下での防護措置

~~新型コロナウイルス感染症を含む~~感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められます。

そのため、原子力災害時における防護措置と、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画等による感染症対策を可能な限り両立させ、感染症流行下での原子力災害対策に万全を期することとします。

その上で、原子力災害時における防護措置の基本的な考え方は、国の定めるガイドライン等を参考にします。

2 安定ヨウ素剤の服用指示

県及び関係市町村は、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行います。

県は、国の非常災害対策本部等から、安定ヨウ素剤服用の指示又は指導・助言があった場合、あるいは原子力災害対策指針を参考に、安定ヨウ素剤の服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、関係市町村と連携して、直ちに服用対象の避難者等に対して、安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時機の指示、その他必要な措置を講じます。

なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき服用を指示するものとします。

3 飲料水、飲食物の摂取制限

県及び関係市町村は、モニタリングの結果、原子力災害対策指針や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言・指示等に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置、汚染飲食物の摂取制限等、必要な措置を講じます。

4 農林畜水産物等の採取及び出荷制限

県及び関係市町村は、モニタリングの結果、原子力災害対策指針や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言・指示等に基づき、農林畜水産物等の生産者、出荷機関、市場の責任者等に対し、汚染農林畜水産物等の採取、漁獲の禁止、出荷制限等、必要な措置を講じます。なお、飲食物摂取制限に関する指標は、第1編第4章2に準じます。

5 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給

県及び関係市町村は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等の生活必需物資等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行います。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとします。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに配慮します。

なお、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、県は、非常災害対策本部等に物資の調達を要請します。

第4節 災害時の県民等への広報

1 関係機関が連携した広報活動の実施

(1) 適切・迅速な広報活動の実施

県、関係市町村その他関係機関は、国と連携して、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられない等の特殊性を勘案し、放射性物質又は放射線の異常放出により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における周辺住民等の心理的動揺又は混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低減するため、速やかに広報部門を設置し、相互に連絡をとり合いつつ適切・迅速な広報活動を行います。

(2) 定期的な広報の実施

広報に当たっては、利用可能な様々な広報手段を活用し、繰り返し広報するよう努めます。また、情報の空白期間がないよう、定期的な広報に努めます。

(3) 国の発表内容の広報活動

国の非常災害対策本部等を通じて発表された内容について広報活動を行います。

(4) 要配慮者等への配慮

広報に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者及び一時滞在者への配慮に努めます。

2 県の広報

(1) 広報の内容

広報を必要とする内容は、おおむね次のようなものが考えられますが、周辺住民等のニーズに応じた多様な内容を提供します。

- ア 事故等の発生場所及び発生時刻
- イ 事故等の状況及び今後の予測
- ウ 被害状況と応急対策の実施状況
- エ 屋内退避や避難の必要性の有無
- オ 県民のとるべき措置及び注意事項
- カ 指定避難所等・検査場所の設置及び安否情報
- キ 交通規制及び各種輸送機関の運行状況
- ク ライフラインの状況
- ケ モニタリングの結果
- コ 医療救護活動の実施状況
- サ 飲食物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況

- シ 飲料水、飲食物等の供給状況
- ス 相談窓口の設置状況
- セ 安定ヨウ素剤の服用等の実施に関する情報
- ソ その他必要な広報

(2) 広報の方法

県は、次により広報活動を行います。

ア 報道機関への要請

(ア) 「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)に対して広報を要請します。

また、県民への県災害対策本部設置の伝達、混乱防止のために、必要に応じ、知事談話等の放送を要請します。

(イ) 「災害時等における報道協力に関する協定」に基づき、テレビ局、ラジオ局、新聞社に広報を要請します。

イ 一般広報

(ア) 記者発表、県の災害情報ホームページによる広報

(イ) 関係市町村等の広報媒体を活用した広報

(ウ) 県広報車（放送設備のある車両）による広報

(エ) 必要に応じたヘリコプターによる広報

(オ) 県提供のテレビ及びラジオの広報番組を活用した広報

(カ) 新聞紙面購入による広報

(キ) ファクシミリ、上記以外のインターネット等による広報

3 市町村の広報

関係市町村は、同報無線や広報車、協定を締結するケーブルテレビやコミュニティFM放送局、自主防災組織との連携等により、周辺住民等に対して、県に準じた広報活動を行います。

4 防災関係機関の広報

防災関係機関は、周辺住民等のニーズを十分に把握し、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、住民及び利用者に対して、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等それぞれの機関が所管する業務に応じた広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、関係市町村及び報道機関に広報を要請します。

5 住民等からの問い合わせに対する対応

県及び関係市町村は、国と連携して、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立します。

第5節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

国、県、関係市町村、消防機関その他関係機関は、緊急輸送を行う場合には、原則として次の順位で実施します。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、現地災害対策本部等において対応方針を定める少人数のグループのメンバーの輸送

- 第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 災害応急対策を実施するための要員及び資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送のための交通確保

県警察は、緊急輸送のための交通を確保するため、道路管理者等と相互に密接な連携を図りつつ、被害の状況や緊急度、重要度を考慮して一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行います。

第三管区海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ船舶の交通を制限し、又は禁止します。

第6節 救助・救急及び医療救護活動

1 救助・救急活動

(1) 消防機関による資機材の確保

消防機関は、救助・救急活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、他の消防機関、原子力事業者その他関係機関に要請して、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講じます。

(2) 専門家等の意見を踏まえた消火活動の実施

消防機関は、必要に応じ、原子炉工学や放射線防護に関する専門家等の意見を踏まえ、活動を行う消防職員の安全確保を図りつつ、迅速に救助・救急活動の実施に努めます。

2 医療救護活動

(1) 県の体制

ア 県は、神奈川県^{災害時}保健医療救護計画に基づき、保健医療^{福祉}調整本部を設置し、医療機関等の協力を得て医療救護活動を行います。

イ 県は、必要と認めるときは、国（内閣府（防災担当）（政府本部設置後は非常災害対策本部又は緊急災害対策本部））に対し、被ばく医療に係る医療チーム要員の派遣要請を行います。

(2) 市町村の体制

ア 関係市町村は、迅速な医療救護活動を実施するため、現地に救護所を設置するとともに、地区医師会等の協力を得て、医療救護班を編成します。

イ 関係市町村は、必要と認めるときは、県その他関係機関に協力を要請します。

(3) 指定公共機関等

ア 日本赤十字社神奈川県支部

日本赤十字社神奈川県支部は、県の要請に基づき、医療救護班を派遣して医療救護活動を行います。

イ 国立病院機構

国立病院機構は、県の要請に基づき、医療班を派遣して、医療救護活動を行います。

ウ （公社）神奈川県医師会、（公社）神奈川県歯科医師会、（公社）神奈川県病院協会、（公社）神奈川県看護協会

(公社)神奈川県医師会、(公社)神奈川県歯科医師会、(公社)神奈川県病院協会及び(公社)神奈川県看護協会は、県又は関係市町村からの協力要請若しくは自らその必要を認めたときは、地区医師会等に医療救護活動を要請します。

エ (公社)神奈川県薬剤師会、神奈川県医薬品卸業協会

(公社)神奈川県薬剤師会及び神奈川県医薬品卸業協会は、県、関係市町村又は医師会等から協力要請があった場合には、各支部薬剤師会及び各医薬品卸業協会員に要請し、医療救護活動に必要な医薬品等の確保に努めます。

オ (公社)神奈川県放射線技師会

(公社)神奈川県放射線技師会は、医療機関における放射線防護を実施するとともに、検査場所等における周辺住民等の避難退域時検査に対し協力します。

(4) 国への援助要請

知事及び関係市町村長は、原子力艦に係る事故災害対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めます。

(5) 医療救護班の活動

各医療救護班は、必要に応じて、国の被ばく医療に係る医療チーム等の指導を受け、救護所において、住民等の避難退域時検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ処置等を行います。

(6) 被ばく傷病者等を受入可能な医療機関の活動

被ばく傷病者等を受入可能な医療機関は、救護所等から搬送されてきた被ばく傷病者等について、精密な医学的診断、放射能汚染の測定、正確な被ばく線量の測定、除染等を実施します。

(7) 医療機関の安全性の確認と公表

県は、被ばく傷病者等の処置を行った医療機関の求めに応じて、速やかに、その医療機関について放射性物質による汚染のないことを確認し、その結果を公表するとともに、その医療機関と協力し、情報の集約や管理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供するものとします。

(8) 被ばく傷病者等を受入可能な医療機関への搬送

県は、自ら必要と認める場合又は関係市町村から被ばく傷病者等の搬送について要請があった場合は、消防機関、自衛隊等に対し、搬送を要請します。

第3章 災害復旧対策

本章は、国の指導・助言に基づき、県や関係市町村の屋内退避、避難等の防護活動が解除された後の復旧対策を中心に示したものです。これ以外の場合であっても、防災対策上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとします。

第1節 各種制限措置の解除

県、関係市町村その他関係機関は、国の指導・助言に基づき、屋内退避、避難を解除するとともに、放射性物質による汚染状況等の調査結果等を踏まえ、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限、農林畜水産物等の採取・出荷制限等の各種制限措置を解除します。

第2節 災害地域住民に係る記録の作成等

1 災害地域住民等の登録

関係市町村は、屋内退避及び避難の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在したこと、指定避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録します。

2 災害対策措置状況の記録

県及び関係市町村は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとします。

第3節 被害等の影響の軽減

1 心身の健康相談体制の整備

県及び関係市町村は、国とともに、原子力艦の原子力災害が発生した現場の周辺地域の住民等からの心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備します。

2 風評被害等の影響の軽減

県、関係市町村その他関係機関は、国と連携して、必要に応じ、科学的根拠に基づき、農林畜水産物等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行い、風評被害等を未然に防止又は軽減します。

3 被災中小企業者等に対する支援

県及び関係市町村は、国と連携して、必要に応じ高度化事業災害復旧貸付等により、設備復旧資金の貸付を行うほか、中小企業制度融資等により、速やかな事業再建を金融面から支援します。

また、被災中小企業者等に対する援助及び助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置します。

4 物価の監視

県は、生活必需品等の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表します。

第4節 損害賠償

国（防衛省）は、原子力艦の原子力災害により、被害者から損害賠償の請求を受けた場合は、日米地位協定等に基づき適切に処理を行います。

第4章 その他原子力艦の原子力災害に関する対応

第1章～第3章は、原子力艦に係る事故災害対策を示していますが、防災上必要と認められるときは、国、関係市町村その他関係機関と連携して、第2編に準じた対応をとるものとします。

令和8年〇月

神奈川県地域防災計画
－原子力災害対策計画－

発行 神奈川県防災会議
編集 神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課
横浜市中区日本大通1
電話 045(210)1111
